

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	79 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	114 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	75 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 3 月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和 51 年 7 月に国民年金の被保険者資格を取得した後、60 歳到達時まで保険料をすべて納付していること、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする弟も 20 歳到達時から国民年金加入期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ころに、国民年金に加入し、37 年 10 月ころに兄と一緒に国民年金保険料を全期間前納をした。兄は全期間納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 35 年 10 月ころに払い出され、申立人は、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月から 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と手帳記号番号が連番で払い出され、一緒に全期間前納をしたとする兄は、36 年 4 月から 60 歳到達時までの保険料を完納している。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 37 年 10 月 12 日に、37 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を全期間前納したことが記載されており、納付額は厚生省告示第 106 号で定められた前納をする場合に納付すべき額に一致していること、42 年 1 月から 61 年 3 月までの間の差額保険料の記載があることから、保険料額の引上げに伴う全期間前納保険料の充当処理が行われた後、申立人は当該差額保険料を追加納付したものと推認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の特殊台帳には、全期間前納の終期を昭和 62 年 3 月とすべきところを誤って 61 年 3 月と記載していること、保険料額の引上げに伴う前納保険料の充当処理については、追加納付すべき期間の保険料が追加納付されなかった場合においてもその期間は未納ではなく、保険料免除期間とみなすこととされているが、未納期間として処理されていることなど、申立人の保険料納付に関する事務処理に誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から50年3月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで

私は、20歳になった昭和48年*月から、定期的に金融機関で国民年金保険料を納付していた。婚姻後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間前後の国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人が所持する年金手帳の住所欄の記載内容及びスタンプ等から、申立人は国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が説明する保険料の納付金額及び納付頻度は、当該期間当時のものと相違する上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和50年11月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を支払った旨の記載がある家計簿を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を60歳に至るまですべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時の家計簿を所持しており、当該家計簿の摘要欄には、昭和47年6月30日に「国民年金1,350円」及び申立人の名前が記載されており、47年10月23日及び47年12月25日には「年金1,650円」及び申立人の名前が、48年4月8日には申立人の名前は無いが「年金1,650円」と記載されており、上記保険料額は、申立期間を含む昭和47年度の3か月単位の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の前の昭和46年8月から47年3月までの保険料については、申立人が領収証書を社会保険事務所（当時）に持参したことにより、平成21年12月11日に未納から納付済みに記録訂正が行われているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 6 月及び 12 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 6 月
② 平成 12 年 1 月

私の妻は、平成 12 年 9 月ころ、私の国民年金の加入手続を行い、私の平成 10 年 8 月からの未納分の国民年金保険料と平成 12 年 8 月からの現年度保険料を、妻の現年度保険料と併せて毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 8 月以降、申立期間を除いてすべての国民年金保険料を納付しており、申立期間はそれぞれ 1 か月と短期間である上、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、妻が申立人の過年度保険料及び現年度保険料を、妻の保険料と併せて毎月納付していたと説明しているところ、オンライン記録によると、当時の納付パターンから申立期間の保険料を過年度納付する時期に当たる 13 年 7 月及び 14 年 2 月は、申立人は現年度保険料に係る納付のみの記録となっているが、当該 2 月を除く 12 年 9 月から 14 年 3 月までの納付方法は、夫婦共すべて説明どおりの納付方法となっていることが確認できる上、申立人は、13 年 4 月に納付開始後未納となっていた 11 年 3 月、12 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月の保険料を納付しているなど、申立人は保険料の未納解消に努めていたことが推認され、あえて申立期間に係る保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間前後を通じて、住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和45年10月から51年3月まで

私は、国民年金保険料は納付するのが義務であると思い納付した。保険料の納付が遅れたことはあるが、必ず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間が3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、当該期間の保険料を印紙検認方式で納付した記憶が具体的であり、その内容は当時の保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、出産のため会社を昭和 48 年 7 月に退職し、翌 8 月には国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後は、昭和 54 年ごろに口座振替の手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人が当該期間の保険料を口座振替で 3 か月ごとに納付していたとする説明内容は、当該期間当時に申立人が居住していた区の保険料の納付方法及び納付頻度と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 48 年 7 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 5 月に払い出されており、申立人は当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「当該期間のうち、60年から61年3月までの期間は、何回か口座振替ができず保険料を納付しなかったかもしれない。」と説明しており、当該期間の保険料を納付していたとする記憶が定かでないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、私は会社を辞めた際、すぐに国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間②については、昭和 51 年 8 月に国民年金に再加入した際、区役所職員から付加保険料の説明を聞いて、納付の申出を行い、以後定額保険料と一緒に付加保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 51 年 8 月に申立期間の付加保険料納付の申出を区役所で行うこととした契機、納付申出を行った時期、場所及び区役所職員と交わした会話等について具体的に説明しており、申立人の友人は、昭和 59 年ころ、申立人が「サラリーマンの妻でありながら国民年金に任意加入し、通常の保険料プラスアルファの保険料を納付している。」と話していたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付時期、納付方法及び当該期間当時の国民年金手帳の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 8 月に払い出されており、オンライン記録によると、当該期間は 60 年 12 月に未加入期間から未納期間に記録整備されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年3月まで

私は、国民年金保険料を一括納付できることを知り、将来、生活に困ることの無いように、未納となっていた保険料を区役所の出張所でさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した経緯について、同じ職場の同僚であった元夫から、元夫の母親が受給資格期間を満たせなかったため、国民年金を受給できなかったと聞いており、当時、団体職員から保険料をさかのぼって一括納付できると聞いたため、将来の生活を心配して申立期間の保険料を一括納付したと具体的に説明しており、オンライン記録により、元夫の母親は、納付済期間が受給資格期間を満たしていなかったため、国民年金を受給していなかったことが確認できる。

また、申立人が一括納付したとする昭和53年9月9日は、第3回特例納付実施期間内であり、申立期間は強制加入期間である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しており、申立人が所持する預金通帳の出金記録から、一括納付したとする53年9月9日に納付金額を超える金額が払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間及び厚生年金保険の被保険者資格の得喪記録の訂正により生じた未納期間1か月を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、41 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 8 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 41 年 8 月から 45 年 3 月まで
④ 昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月まで

私は、昭和 49 年の秋から翌年春のころに市報を見て過去の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを知り、すべての未納期間の保険料を納付したいと申し出て、5、6 枚交付された納付書により 2、3 回に分けて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 47 年 9 月以降、共済組合加入期間を除き 60 歳に至るまですべての国民年金保険料を納付しており、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする 49 年秋から 50 年春までの期間は、第 2 回特例納付実施期間内であり、申立期間はいずれも強制加入期間であることから保険料をさかのぼって特例納付することが可能な期間である。

また、申立人が 2、3 回に分けて金融機関で納付したとする金額は、申立期間及び昭和 47 年 9 月から 49 年 3 月までの保険料を特例納付及び過年度納付した場合に必要な金額とおおむね一致している上、納付の原資として、申立人が 49 年に国家資格に合格した際に、母親等からもらった合格祝い金を充てたと金額を示して具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間、58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

私の妻は、昭和 49 年 5 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時、夫婦二人分の保険料を納めることは経済的に困難であったため、加入は私だけとし、申立期間の保険料は口座振替を利用して納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 3 か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が所持する区役所発行の「口座振替済のお知らせ」により、申立人は昭和 55 年 4 月から口座振替により保険料を納付していたことが確認でき、申立人の妻は、残高不足により口座振替ができなかった場合は、区役所から送付される当該保険料に係る納付書で納付していたと説明しており、当該納付方法は、申立人が居住している区が当時採用していた納付方法と合致している。

申立期間③については、申立人は、当該期間の前の昭和 58 年 12 月に区内転居しているところ、申立期間直前の 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料が同年 4 月に口座振替された際に発行された「口座振替済のお知らせ」を所持しており、当該お知らせには転居先の住所が印字されていることから、申立人は国民年金の住所変更手続を適切に実施したものと考えられる。また、申立期間前後を通じて申立人の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変

化は認められないため、納付を行うことが困難となり口座振替を辞退すべき状況にあったと確認される事情も認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
私は、区役所で国民年金の加入手続きを行い、郵便局又は区役所で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間前後の厚生年金保険から国民年金への 3 度の切替手続きを適切に行っており、申立人が納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私の父は、申立期間①について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、私が送付された納付書により、金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、送付された納付書により国民年金保険料 1 年分を 2 回に分けて金融機関で納付したと説明しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 57 年 5 月に払い出され、当該期間直前の昭和 55 年度の保険料は過年度納付されていること、納付したとする 1 回当たりの金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。また申立人は、送付された納付書により 3 か月に一度、金融機関で保険料を納付していたと説明しており、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が、当該期間の国民

年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人は、父親から国民年金手帳を受け取った記憶は無く、当該期間当時に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は還付とされているが、保険料を還付された記憶は無いので、納付済みとしてほしい。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では、「誤納による納付」を理由に、昭和 47 年 9 月 12 日に納付済みの国民年金保険料の還付決議が行われ、未加入期間とされている。

この申立期間に係る還付決議及び未加入期間への変更の処理については、申立人が結婚した昭和 38 年 4 月からは厚生年金保険被保険者の妻であって強制加入被保険者に該当しないことが 47 年 9 月時点で判明したため、申立期間について、さかのぼって未加入期間とし、納付済みの保険料を還付することとしたものと考えられる。

しかしながら、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により、被保険者が強制被保険者でなくなり、引き続き任意加入を希望する場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされ、申立人の場合には、当該納付すべき保険料を現年度納付していることから、申立期間について未加入期間とし、納付済保険料を還付する処理は同条の適用誤りであり、申立期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年6月及び同年8月、並びに8年9月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から同年12月まで
② 平成6年1月から同年7月まで
③ 平成7年6月
④ 平成7年8月
⑤ 平成8年9月から9年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、会社退職後に私の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間③、④及び⑤の保険料は、結婚後に私が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤については、オンライン記録により、申立人の第3号被保険者への資格種別変更手続の処理は申立人に基礎年金番号が付番された平成9年7月15日に行われていることが確認でき、当該時点で申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。また、申立人は、資格種別変更手続の際にさかのぼって納付できる期間の説明を受けた上で、納付の申出を行い、後日送付されてきた納付書により複数回に分けて金融機関で保険料を納付したと説明しており、申立期間③及び④に挟まれた平成7年7月及び申立期間⑤の直前の8年8月の保険料は婚姻後の9年8月及び同年10月に過年度納付していることが確認できること、申立人が納付し

たとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は、申立人の資格種別変更手続が行われた平成9年7月15日時点で、厚生年金保険の記録が追加されたことにより発生した未納期間であり、それまでは未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年6月及び同年8月、並びに8年9月から9年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 6 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間、62 年 3 月及び平成 2 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 62 年 3 月
④ 平成 2 年 9 月

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間であること、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月に連番で払い出され、同月以降申立人の夫が 60 歳に到達するまで、夫婦の納付済期間（第 3 回特例納付済期間、保険料充当済期間を含む。）及び未納期間は、申立期間を除き一致していること、申立期間について夫の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年の春ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書が届いたが国民年金保険料を納付できなかった。加入手続をして1年半たったころ、1年分の保険料の督促の納付書が届き、私の母が金融機関で保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の母親は、国民年金の加入手続後1年半たった時期に1年分の督促の納付書が届き、その直後に金融機関でさかのぼって国民年金保険料を納付したと具体的に説明しており、オンライン記録から平成4年9月9日に過年度納付書が送付されていることが確認できる。

また、申立人の母親が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年3月まで
② 平成2年4月から平成3年5月まで

私は、昭和61年に体調を崩して会社を退職した後、一時期国民年金保険料の免除申請をして保険料を免除されていたが、申立期間の保険料は納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、病気治療のため転居し、転居先の区で、入退院を繰り返していたため国民年金保険料の免除申請手続きをすることができず、保険料の納付を勧められ、納付書により区役所で当該期間の保険料を納付していたと説明しており、その内容は具体的であること、当時、区役所内に金融機関の出張所が開設されており、保険料収納取扱いを行っていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成7年に転居した区で当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶があると説明しているが、当該時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から同年3月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、婚姻により昭和58年3月13日に住所変更をしているが、申立人がそれまで居住していた区では、昭和57年度の納付書は、四半期ごとに被保険者に送付していたとしていることから、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立人が転居する前に申立期間に係る納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年4月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

私の母は、私が学生であった昭和37年8月ごろ、区の集金人に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年3月ごろに払い出されており、当該払出時点で、国民年金保険料を区の集金人に納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、上記の申立人の手帳記号番号払出時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、母親の手帳記号番号は当該期間後の昭和38年12月に払い出されており、当該期間当時は国民年金に加入していなかったことなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年11月まで

私の夫は、昭和51年5月12日に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳を紛失したため、転居後、再度加入手続をし、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、1回目の転居前に払い出された手帳の記号番号は昭和51年6月ごろに任意加入により払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人の夫は、転居前に居住していた市で発行された納付書を使用して転居後も金融機関で納付していたと説明しており、転居前の市では、当該納付書は、転居先の市の金融機関でも使用が可能であったと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで

私は、大学を卒業した後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年2月に払い出されており、申立人は、大学卒業後の55年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の期間の保険料を申立期間中の昭和59年7月に現年度納付しており、申立期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続をし、23歳くらいまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付したとする母親は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、同年4月以降の保険料を納付済みであること、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年3月ごろに払い出されており、当該時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が居住していた市では20歳到達時にはがきによる加入勧奨を行い、返信はがきによる加入申込があった者に対しては、年金手帳と当該現年度保険料の納付書を送付していたと説明しており、申立人の手帳記号番号の払出時点では申立期間の納付書が送付されたと思われることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は、結婚後、国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年11月に夫と連番で払い出されており、申立人は、同年10月以降、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立人と同様に昭和48年10月に保険料の納付を開始し、申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、区役所から「昭和36年度保険料未納者カード」が届いたので、母に依頼して国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまでおおむね納付しており、納付意識の高さがうかがわれる上、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年2月時点で、さかのぼって保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和37年4月30日現在で作成された申立期間に係る「昭和36年度保険料未納者カード」を所持しており、当該通知が届いたため、申立人の母親に申立期間の保険料の納付を依頼したと具体的に説明している上、当該未納者カードの記載内容から申立期間に係る納付書が同封されていたことが確認でき、母親が申立期間の保険料を郵便局で納付したとする納付方法は、過年度保険料を納付する方法と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年12月まで
② 平成6年4月から同年10月まで
③ 平成7年4月から8年10月まで
④ 平成9年4月から10年12月まで

私は、20歳になった当初、母から国民年金に加入するように言われて区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。納付が遅れた場合も未納とならないように保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間直前の平成8年11月から9年3月までの国民年金保険料は、11年1月に過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるほか、申立人は当該期間の保険料を納付した経緯について、11年1月から厚生年金保険に加入する際に、勤務先に国民年金の保険料が未納であったことを知られなくなかったので、未納となっていた保険料をさかのぼって納付したと具体的に説明しているほか、申立人がその際に納付したとする約30万円の金額は、当該期間の保険料及び11年1月に過年度納付された保険料の総額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付頻度等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年12月までの期間、52年4月から同年12月までの期間及び54年1月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から50年12月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで
③ 昭和54年1月から56年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。私が所持する確定申告書（控）に国民年金保険料の記載がある。申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和46年から50年までの期間、52年及び54年から56年までの期間について、申立期間当時に作成されたものと確認できる夫名義の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料の支払額が記載されている。当該申告書に記載されている支払保険料額は、申立期間の一人分の保険料額とおおむね一致しており、申立人及びその夫は、当該記載額の保険料は、申立人の保険料であると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月及び9月については、申立人の国民年金手帳の記号番号は8年9月13日に払い出されており、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）では、被保険者から過年度納付書の送付依頼があった場合、被保険者本人が納付する期間を特定した場合を除き、一般的にはさかのぼって納付することが可能な2年分の納付書を作成し被保険者に送付していたと説明している。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年3月から7月については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は申立人が20歳を過ぎたころに国民年金に加入し保険料を納付していたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、申立人が22歳時の8年9月13日に払い出されていること、母親は保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であることなど、申立人の母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月
私たち夫婦は、口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月
私たち夫婦は、口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月11日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和40年2月11日）及び資格取得日（昭和40年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から同年12月20日まで
② 昭和40年2月11日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、A社において昭和38年12月20日に資格を取得し、40年2月11日に資格を喪失後、同年9月1日に再度資格を取得しており、同年2月11日から同年9月1日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間②において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の同僚は、「申立人は営業の仕事をしており、当該期間の業務内容は、前後の期間と変わりが無かった。」と供述している。

さらに、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している従業員はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認

められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、B社から提出された人事管理入力原票によると、申立人の入社日は昭和38年10月1日と記載されていることから、勤務は推認できる。

しかしながら、B社では、賃金台帳等を保存していないため、申立期間①について、保険料控除があったか否かについては、不明としている。

また、同僚照会をしたところ、回答のあった7人が自身の入社年月を記憶していたが、そのうち5人は、オンライン記録による厚生年金保険の資格取得日と相違していることから、A社では、必ずしも、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た平成13年12月1日から14年7月31日までの期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、平成14年7月31日から同年8月1日までの申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から14年7月31日まで
② 平成14年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社を退職したのは平成14年7月31日であり、厚生年金保険料が控除されていた給与明細書を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、申立人がA社を退職した後の、平成14年12月4日付けで、当初記録されていた41万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正が行われていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「当時、社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所で標準報酬月額の減額に同意し、処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を

減額訂正する合理的な理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、給与明細書及び事業所の回答により、申立人がA社に平成 14 年 7 月 31 日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 14 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月1日から31年11月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年12月1日に、資格喪失日に係る記録を31年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月29日から32年2月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社での勤務は、親会社であるB社からの異動によるものであり、間違いなく継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和30年12月1日から31年11月10日までの期間について、A社の同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、「親会社であるB社から一緒にA社へ異動した。」と供述している3人の従業員は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年11月27日に被保険者資格を喪失しており、その後、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得し、同社が適用事業所でなくなった31年11月10日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、B社における昭和30年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年12月から31年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和30年11月29日から同年12月1日までの期間及び31年11月10日から32年2月1日までの期間についても、同僚の供述から判断すると、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本は確認することができず、当時の事業主も死亡していると思われることから、同社及び事業主から申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と一緒にB社からA社へ異動した3人の従業員及び昭和32年1月ごろまで同社で勤務していたと回答している同僚も、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を33年9月から34年9月までは8,000円、同年10月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは1万4,000円、同年10月から38年9月までは1万6,000円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年9月までは2万円、同年10月から41年7月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年3月まで
② 昭和32年4月から33年8月まで
③ 昭和33年9月から41年8月1日まで

B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びA社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も同僚を覚えており、申立期間③当時はA社に住み込みで勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、申立人は社長宅に住み込みで勤務していたと述べており、申立期間③当時に高校生であったとする事業主の遺族も、申立人は同社に継続して勤務しており、結婚を契機に住み込みを終えたとしている上、請負の者が住み込みで勤務したことは無いとしていることから、申立人は、申立期間③において同社に正社員として勤務していたものと認められる。

また、A社における同僚及び従業員10人に、自身の記憶する入社日を照会したところ、回答のあった7人のうち、申立期間③に同社において厚生年金保険被保険者資格を

取得している同僚二人及び申立期間③の前後の期間に同社において資格取得している従業員4人が記憶している入社日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが認められる。

さらに、A社の事業主の遺族は、当時は税理士もおり、手続等はきちんと行っていたとして、事業主が故意に厚生年金保険に加入させなかったとは考え難いとしている。

以上のことから判断すると、A社では入社日と同日に厚生年金保険に加入させ保険料を控除していたものと推認されることから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社における同僚の当該期間の記録から、昭和33年9月から34年9月までは8,000円、同年10月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは1万4,000円、同年10月から38年9月までは1万6,000円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年9月までは2万円、同年10月から41年7月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人の当該期間に係る被保険者資格の取得届が提出されておらず、また、その後に被保険者報酬月額算定基礎届を複数回にわたり提出することとなるが、社会保険事務所（当時）が当該届出を複数回にわたり記録しなかったとは考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所に対し当該届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間①についてはB社に、また、申立期間②についてはC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び事業所記号順索引簿によると、B社及びC社については、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B社及びC社については、その所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録を確認できないことから、代表者を特定できず、さらに、申立人はB社及びC社において、それぞれ同僚一人の氏名を記憶しているものの、これらの者は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない上、その連絡先も不明であることから、申立人のB社及びC社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和58年4月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、59年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月18日から60年1月30日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和58年5月から同年10月までの期間及び59年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額から、58年5月から同年10月まで及

び59年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和58年4月、同年11月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人から提出された58年分及び59年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる給与支払金額及び社会保険料等の控除額から、58年4月及び同年11月は41万円、同年12月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が昭和58年4月から59年12月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間の標準報酬月額について、上記給与明細書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年10月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年3月から同年7月までは13万4,000円、同年8月及び同年9月は22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月1日から同年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和61年10月20日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の加入記録において、同社が適用事業所に該当しなくなった昭和61年3月1日より後の62年5月7日付けで、61年8月1日の随時改定及び同年10月21日の資格喪失が取り消され、同年3月1日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本及び申立人の雇用保険の加入記録から、A社は申立期間当時においても、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、遡及訂正処理前の昭和61年10月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和61年3月から同年7月までは13万4,000円、同年8月及び同年9月は22万円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 12054

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和43年6月11日であると認められることから、同年3月30日から同年6月11日までの期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月30日から同年6月11日まで
② 昭和43年10月6日から45年2月23日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①には、A社に営業として勤務し、申立期間②にも、B社に営業として勤務しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の経理部長は、「当社のほとんどの従業員が昭和43年6月ごろまで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していた。当社の経営が厳しくなり、社会保険料を手形で支払っていたが、支払ができず不渡りを出し、同年6月に倒産した。」と供述している。

さらに、A社の当時の経理部長は、「当時の給与・社会保険担当者であった事業主の弟から、厚生年金保険料が納付できないので、社会保険事務所（当時）と相談して、従業員の被保険者資格をさかのぼって喪失させたと聞いたことがある。」と供述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和43年4月30日）より後の昭和43年6月17日付けで、さかのぼって同年3月30日と記録されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、同社は申立期間①当時法人格を有しており、また、申立人同様、昭和43年6月17日付けで、さかのぼって同年3月30日に被保険者資格を喪失している従業員が106名確認できることから、同社は、当該期間に厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適

用事業所でなくなった後に、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、申立人が別の事業所で被保険者資格を取得した昭和43年6月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員に申立人の勤務状況を照会したところ、「申立人が同社に勤務していた。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の当時の給与・社会保険担当者は、「当時のことはあまり覚えていない。」と回答しているため、当該給与・社会保険担当者から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、B社の従業員は9名だったと申し立てているが、上記被保険者名簿により、申立期間②当時、同社において厚生年金保険に加入していたのは5名であることが確認できる。

さらに、申立人が自分と一緒にB社に入社したとする2名の同僚はいずれも上記被保険者名簿では確認することができないことから、同社では従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C鉱業所における資格取得日に係る記録を昭和21年11月8日、資格喪失日に係る記録を22年10月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社本社における資格喪失日及び同社D鉱業所における資格取得日に係る記録を昭和26年5月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月8日から22年7月1日まで
② 昭和22年9月30日から同年10月15日まで
③ 昭和26年4月30日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る在籍証明書では、昭和21年11月8日に同社へ入社、42年8月1日に退職と記録されていることから、申立人の当該期間における勤務が確認できる。

また、B社は、「申立人は正社員であり、同僚も入社時から厚生年金保険の加入記録があることから、厚生年金保険料を給与から控除されていたと推察している。」と回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人は、A社に昭和21年11月8日に入社後、22年4月まで同社E鉱業

所、同年6月まで同社E鉱業所、同年9月まで同社C鉱業所で研修を受けたとしているところ、申立人は同年7月1日に同社同鉱業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、申立期間①について、入社日から同社同鉱業所において被保険者資格の取得手続を行ったとするのが相当と考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C鉱業所における昭和22年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社から提出された上記在籍証明書及び同社の「申立人は正社員であり、当該期間の厚生年金保険料を控除されていたと推察している。」との回答から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し（昭和22年10月15日に同社C鉱業所から同社本社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C鉱業所における昭和22年8月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

3 申立期間③について、B社から提出された上記在籍証明書及び同社の「申立人は正社員であり、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたと推察している。」との回答から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し（昭和26年5月5日に同社本社から同社D鉱業所へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和26年3月及び同社D鉱業所における同年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年10月31日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成元年10月から2年7月までは36万円、同年8月から3年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年10月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成3年7月31日から同年10月31日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において平成3年10月31日に同社を退職している複数の同僚の供述により、申立人が同社に同年10月30日まで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初平成元年10月から2年7月までは36万円、同年8月から3年9月までは41万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年10月31日）の後の同年11月29日付けで、元年10月の定時決定、2年8月の随時改定が取り消され、元年10月から3年9月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。さらに、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、当初、同年10月31日と記録されていたものが、上記減額訂正後の4年1月27日付けでさかのぼって3年7月31日に訂正されたことが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、平成3年10月5日に同社の取締役を辞任したことが確認でき、同社の複数の同僚は、「申立人は、営業担当であり、社会保険事務にはかかわっていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の被保険者資格喪失日の訂正処理及び標準報酬月額の減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、

当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日を、当初記録されていた平成3年10月31日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、元年10月から2年7月までは36万円、同年8月から3年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年6月14日であると認められることから、被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年1月から同年6月までは26万円、同年7月から4年5月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年6月14日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成3年6月13日から4年6月14日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日が平成4年6月13日と記録されており、また、申立人と同時に退職したと記憶している同社の従業員の供述により、申立人は、同年6月13日まで同社に勤務していたことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）3年12月31日より後の4年12月15日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が3年6月13日と記録されていることが確認できる。

一方、A社は、同社に係る商業登記簿謄本では、申立期間においても法人格を有していたことが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年6月まで26万円、同年7月から4年5月まで32万円と記録されていたものが、全喪日より後のA社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われた同年12月15日付けで、さかのぼって3年7月の随時改定、同年10月の定時決定の記録が取り消され、同年1月の随時改定及び同年6月13日の被保険者資格喪失日が記録された結果、同年1月から同年5月まで15万円に減額訂正されているこ

とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該処理が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日を、雇用保険における離職日の翌日である平成4年6月14日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3年1月から同年6月までは26万円、同年7月から4年5月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成19年7月10日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において<標準賞与額>（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
12063	男		昭和39年生		45万円
12064	男		昭和50年生		45万円
12065	男		昭和47年生		40万円
12066	男		昭和40年生		45万円
12067	男		昭和36年生		40万円
12068	男		昭和42年生		40万円
12069	男		昭和31年生		70万円
12070	男		昭和30年生		67万円
12071	男		昭和23年生		25万円
12072	男		昭和50年生		30万円
12073	男		昭和52年生		20万円
12074	女		昭和57年生		26万円
12075	男		昭和45年生		35万円
12076	男		昭和46年生		35万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から同年10月24日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合った額になっていない。当時の給与明細書は無いが、同社在職中は月額30万円前後の給与を受け取っており、当該給与額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書（控え）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書（控え）で確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年9月1日の定時決定に係る算定基礎届により標準報酬月額を28万円として届け出たとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額（32万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細一覧表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する44万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る届出に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和23年4月1日、資格喪失日が39年9月1日とされ、当該期間のうち23年4月1日から24年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を23年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を昭和23年4月1日から同年8月1日までは600円、同年8月1日から24年4月1日までは2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する人事台帳から判断して、申立人がA社に昭和23年4月1日から59年5月22日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同僚等の記録から、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年3月までは2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間

に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間・標準賞与額＞(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、＜申立期間・標準賞与額＞(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の手続誤りに気付き、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月21日に年金事務所が受け付けていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12080	女		昭和25年生		平成15年04月18日	2万円
					平成15年06月27日	58万7,000円
					平成16年04月08日	30万円
					平成17年12月12日	62万円
12081	女		昭和34年生		平成15年04月18日	5,000円
					平成15年06月27日	13万円
					平成16年04月08日	10万円
					平成17年12月12日	27万円
12082	女		昭和43年生		平成15年04月18日	1万1,000円
					平成15年06月27日	25万円
					平成16年04月08日	14万円
					平成17年12月12日	28万円
12083	女		昭和45年生		平成15年04月18日	9,000円
					平成15年06月27日	19万円
					平成16年04月08日	12万円
12084	女		昭和56年生		平成15年04月18日	7,000円
					平成15年06月27日	29万4,000円
					平成16年04月08日	13万円
					平成17年12月12日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月29日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び同僚等の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる支給総額から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は昭和52年11月29日に厚生年金保険の任意包括適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、上記事業所別被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において被保険者となっていた者が7人確認でき、申立人を含む4人は継続勤務していたとしている上、同社の商業登記簿謄本から事業継続が確認できることから、任意包括適用事業所の脱退には被保険者の4分の3以上の同意が必要であるところ、申立人及び二人の従業員は、同社から適用事業所の廃止に対し説明は無かった旨供述しており、同社は申立期間において、厚生年金保険法に定める任意包括適用事業所であったものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立

人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から同年2月1日まで
② 平成13年10月29日から同年11月1日まで

B社又はA社に勤務していた申立期間①及びA社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の事業主の供述及び同社が社会保険に係る業務を委託していた事務所が提出した賃金台帳により、申立人が同社に平成13年10月31日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、報酬額及び賃金台帳の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社が社会保険に係る業務を委託していた事務所が提出した被保険者兼労働者名簿及び賃金台帳により、申立人が同社に勤務していたことは認め

られる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成13年2月1日と記録されており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記貸金台帳からは、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月6日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月6日まで

A社に在籍していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和18年9月に同社に入社し、ほぼ同時期に海軍に入隊したため、勤務の実態は無いが、同事業所に在籍していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した大学で保管している塾員（卒業生）カードの写しから、申立人が昭和18年9月27日にA社に入社したことが確認できるとともに、B省C局から提出された申立人の海軍に係る履歴書から、同年9月30日に海軍に召集され、20年9月6日に召集解除となっていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び標準報酬月額の適用年月日が昭和19年10月1日、備考欄には「兵役中」と記録されているものの、氏名が二重線で消されていることが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿から元従業員16人に照会したところ、そのうちの7人は申立人と同様に被保険者名簿の備考欄に「兵役中」と記載され、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該従業員は、同年10月ごろ又はそれ以前から召集されていたと回答していることから、A社においては、兵役中の従業員についても引き続き従業員として使用関係を継続させるとともに、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、申立人と同様に上記被保険者名簿において氏名が二重線で消されている従業員

については、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたものと考えるのが相当である。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日まで被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、当該期間については、たとえ被保険者としての届出が行われておらず、現在の同法第 75 条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、厚生年金保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日を履歴書の復員日である 20 年 9 月 6 日とすることが必要である。

また、標準報酬月額については、上記被保険者名簿に係る申立人の記録から、70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月20日から同年11月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に親会社から子会社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社内報から判断すると、申立人はA社及び関連会社のB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社人事部から提出された、申立期間当時に同社からB社以外の複数のA社子会社へ転籍した従業員一覧表に記載されている者について、その記録を確認したところ、転籍先の子会社が適用事業所となるまでの間、厚生年金保険の被保険者記録は転籍前のA社において継続していることが確認できることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和47年11月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことが分かる昭和47年8月の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和47年8月の給与明細書、B社の回答書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和47年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年8月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「厚生年金保険料の納付を証明する書類は無いが、申立人が所有する給与明細書の写しにより、保険料を控除し正規の事務処理をしていたことを考えると同保険料を社会保険事務所（当時）に納付したと思う。」と回答しているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和47年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年2月21日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月21日から昭和38年12月15日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社の関連会社であるC社に入社した後、申立期間においてA社の従業員としてD社に勤務していた。なお、昭和44年2月に帰国後、B社から同年6月1日に10年勤続表彰を受けていることから、継続して勤務していたことは明らかである。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間及びその前後の期間における厚生年金保険の被保険者記録については、オンライン記録によれば、C社において昭和34年4月1日に被保険者資格を取得し、35年2月21日に同資格を喪失し、A社において38年12月15日に被保険者資格を取得し、49年5月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人は昭和38年12月15日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該通知書における社会保険事務所（当時）の届出確認日は40年12月23日であり、また、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には資格取得日が38年12月15日と記載されている上で、申立人について、当時の健康保険法第62条第1項第1号に35年2月25日付けで該当し、44年2月1日付けで不該当となった記録が併せて記載されている。

これについて、申立期間当時のA社の総務人事担当者は、「C社は当社の販売を担っ

ている関連会社で、関連会社の社員はすべて当社に転籍の上、海外へ赴任させていた。給与関係は、日本の本社で給与計算して、厚生年金保険料を控除していた。」と述べている上、申立人に関して、同総務人事担当者は、「申立人の当社での資格取得が大幅に遅れたのは事務処理上のミスで、申立人が出国後に気付いたため、手続きが遅れたのだと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間において、A社の従業員として、海外で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出されておらず、また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が申立てどおりの取得日として提出された場合においても、その後に被保険者報酬月額算定基礎届を複数回にわたり提出することとなるが、社会保険事務所が当該届出を複数回にわたり記録しなかったとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る資格取得日を昭和38年12月15日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の35年2月から38年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 12105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年9月28日）及び資格取得日（昭和30年4月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月28日から30年4月15日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和25年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年9月28日に資格を喪失後、30年4月15日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが推認できる。

また、上記の同僚は、「申立人は運転手として申立期間も継続して勤務しており、申立期間の業務内容や雇用形態が変わったということは無かったと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の前後に被保険者記録のある従業員25人の業務内容を調査したところ、申立人と同じ業務内容の従業員11人が確認でき、当該従業員全員の厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 29 年 8 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 9 月から 30 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年12月10日は17万5,000円、19年7月10日は19万円、同年12月10日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年12月10日は17万5,000円、19年7月10日は19万円、同年12月10日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額の記録を19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月9日

A事業所から支給された申立期間①の賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録及びB大学における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、「平成17年12月9日給与等明細書」により、申立人は、当該期間にB大学から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、「平成17年12月9日給与等明細書」において確認できる保険料控除額から、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認め

られない。

- 2 申立期間①について、「夏期賞与明細書」により、申立人は、当該期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、雇用保険の記録から、平成17年6月30日にA事業所を離職したことが確認でき、また、オンライン記録において、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成17年7月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、昭和60年3月23日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るB社における資格喪失日は、平成9年8月8日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月28日から同年3月23日まで
② 平成9年6月30日から同年8月8日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社で申立期間も継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録では、A社における資格取得日が昭和59年4月1日、離職日が60年3月22日と記録されており、また、同社が加入していたC健康保険組合の被保険者記録では、資格取得日が59年4月1日、資格喪失日が60年3月23日と記録されていることから、申立人が当該期間においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和60年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とする申立人を含む事業主及び従業員19人に係る届出が、同年4月3日に社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和60年3月*日に裁判所において破産宣告がなされていることが確認できるが、申立人以外にも従業員5人が、同社が破産するまで勤務していたと供述していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も、適用事業所としての要件を満たしていたと認めら

れる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和 60 年 2 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 3 月 23 日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 60 年 1 月の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、B 社の複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人が平成 9 年 8 月 7 日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B 社は、平成 9 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とする申立人を含む事業主及び従業員 3 人に係る処理が、同年 8 月 28 日に行われていることが確認できるほか、別の従業員の一人は、同年 8 月 4 日付けで同年 7 月 25 日が被保険者資格喪失日と処理されていたものが、同年 9 月 5 日付けで同年 6 月 30 日を被保険者資格喪失日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、B 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった当該期間において解散していないことが確認でき、申立人以外にも二人の従業員が当該期間に勤務していたと供述している。また、当該従業員の一人から提出された平成 9 年 7 月分の給与支給明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これらのことから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、B 社で経理補助を担当していた従業員は、同社は、社会保険料を先日付小切手で納付していたと供述しており、社会保険料の滞納をしていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、平成 9 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の B 社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 8 月 8 日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における平成 9 年 5 月の社会保険事務所の記録から、41 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年1月20日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年1月20日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月1日の被保険者資格取得時において、申立人が主張する34万円と記録されていたところ、4年3月3日付けで、資格取得時にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、当該標準報酬月額は同年12月まで継続していることが確認できる。

また、同僚3人についても、申立人と同様に、平成4年3月3日付けで、資格取得時にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、当該訂正処理により標準報酬月額が減額されている同僚から提出された平成3年分所得税の確定申告書により、同年10月から同年12月までの期間においては、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるとも

に、また、当該同僚から併せて提出された4年9月から同年12月までの給与振込預金通帳の写しによると、当該期間の給与振込額は、訂正前の標準報酬月額に相当する給与額から当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除した額とほぼ近い金額であることが確認できる。

さらに、A社から提出された平成3年5月1日から4年4月30日までの期間に係る決算報告書から、当時同社は赤字になっていることが確認できる上、同社の複数の同僚は、「当時の同社の経営状況は悪かった。」と供述していることを踏まえると、3年12月から4年9月までの期間において厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成4年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額について、A社において、標準報酬月額が41万円から9万8,000円に減額されている同僚から提出された平成5年分所得税の確定申告書及び同年分給与所得の源泉徴収票によると、同年1月から同年12月までの期間について、同年9月1日の随時改定後の標準報酬月額（44万円）に見合う保険料が控除されているものと認められる上、標準報酬月額が38万円から9万8,000円に減額されている他の同僚から提出された4年9月から同年11月までの給与振込預金通帳の写しによって確認できる当該期間の給与振込額は、訂正前の資格取得時の標準報酬月額（38万円）に相当する給与から当該標準報酬月額に基づく社会保険料額等を除いた金額とほぼ近い金額であることが確認できる。

さらに、申立人の給与については、平成5年1月20日のA社離職時に係る雇用保険受給資格者証の賃金日額から判断すると、離職前6か月は、おおむね平均して標準報酬月額で34万円に見合う金額が支給されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当該厚生年金保険料額を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和20年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月から21年3月までは40円、同年4月から22年5月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年6月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和20年9月1日から継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の辞令及びB社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは認められる。

そして、B社の人事担当者は、「申立期間の在籍が確認できることから、申立人は、当時も保険料が給与から控除されていたはずである。」旨供述している。

また、申立人が記憶するA社C支店の複数の元従業員は、申立人から提出のあった昭和21年12月1日付けの社員名簿において、申立人と同職種（書記）であるとの記載があり、当該従業員は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者記録のあることが確認できる。

さらに、A社C支店は、オンライン記録によると、昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、厚生年金保険被保険者番号払出簿では、申立人が記憶する同社同支店の複数の元従業員の年金手帳番号は、いずれも19年6月1日付けで同社同支店において払い出されていることから、同社同支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における同僚（同年齢、同職種の者）の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和20年9月から21年3月までは40円、同年4月から22年5月までは150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明であるが、当社の事務手続は間違いなく行っていた。」旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年5月29日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年12月1日から26年5月29日まで
② 昭和32年8月25日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①の厚生年金保険及びB事業主が所有するC丸に乗船した期間のうちの申立期間②の船員保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務し、申立期間中、保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元代表者から提出のあった同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び上司であった従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿から、申立人は、昭和26年5月29日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められる。

さらに、A社における複数の従業員についても、上記被保険者名簿の資格喪失日の記載は、それぞれのオンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年5月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年11月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人から提出のあった船員手帳から、C丸に昭和32年8月26日に雇入、同年10月25日に雇止と記載されていることが確認できる。

しかしながら、C丸の当時の船舶所有者は既に死亡していることから、C丸における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、C丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、「船員手帳の雇入期間と船員保険の期間は、従業員及び事業主双方にとって船員保険料の負担が多いため、船員保険の期間の方が短くなることもある。」、「申立期間②は、次の漁期までの準備期間であり、船員保険料が給与から控除されることはなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において船員保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、上記船員保険被保険者名簿から、元従業員は、すべて昭和32年10月1日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成2年8月及び同年9月は50万円に、同年10月から4年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年2月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月2日の後の同年7月30日付けで、2年8月及び同年9月は50万円が8万円に、同年10月から4年1月までは53万円が8万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成2年11月10日に代表取締役に就任し、辞任日は確認できないものの、オンライン記録から、申立人は当該訂正処理が行われた4年7月30日の前の同年2月11日に同社の厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社のオーナーの妻で同社の元取締役及び同社オーナーの秘書であった元従業員は、「申立人は、当時、厚生年金保険関係事務には関与しておらず、当該関係事務の権限を含めた会社経営の全権はオーナーが握っており、社印等はオーナーが保管し管理していた。」旨供述している上、同社オーナーの秘書であった元従業員は、「^{そきゆう}遡及訂正処理は、オーナーの指示により取締役であった奥様が行ったと思う。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な

理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年8月及び同年9月は50万円に、同年10月から4年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から同年9月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月21日から同年3月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された「回答書」、給与明細書及び在職証明書等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年2月21日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人の資格取得日が昭和49年3月8日と記載されている届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 44 年 9 月 1 日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 31 日から 44 年 9 月 1 日まで
② 昭和 46 年 11 月 26 日から 47 年 1 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間①を含め昭和 44 年 8 月 31 日まで、同社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人は 43 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和 43 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る事業所別被保険者名簿には、被保険者 14 人について同年 10 月に標準報酬月額の定時決定の記録が記載されている。

また、当該被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 43 年 8 月 31 日以降の日付で被保険者資格を取得している者 9 人の記録が認められる。さらに、このうち最後に被保険者資格を取得している者の被保険者資格取得日が同年 11 月 18 日と記録されているところ、当該処理日は同年 11 月 30 日と記録されている。

このことから、社会保険事務所（当時）においては、少なくとも昭和 43 年 11 月 30 日以降に、申立人に係る資格喪失日の訂正処理をさかのぼって行っていることがうかがえる。

したがって、上記の被保険者名簿における、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日前後の従業員に係る記載内容から、申立期間①当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められない。また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、複数の従業員の資格喪失日が記載されておらず、上記被保険者名簿の記録管理に不備が認められる。これらのことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、同社の雇用保険の記録及び申立人の同社における退職日に係る供述から、昭和44年9月1日とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、A社における昭和43年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時、B社が関連会社と共催しているクリスマスパーティにおける具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間②当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人以外にも昭和47年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は52人おり、そのうち、申立人と同様に同年1月6日に被保険者資格を喪失した者は、申立人を含めて7人いることが確認できる。

また、従業員の一人は、人の出入りが激しかったので、会社が、定着するまで加入させていなかったのではないかと供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿から照会し、回答のあった3人は、申立人を覚えていない旨供述している。

加えて、申立期間②当時のB社の代表者及び人事担当者は既に死亡しているため供述を得ることができないことから、これらの者から、申立人の申立期間②当時における同社での在籍状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京国民年金 事案 8461

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 2 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときから就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関して記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 17 年 9 月ごろに基礎年金番号で国民年金の加入手続を行い、同月以降の保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の所持する年金手帳にも厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで
私の夫は、結婚後、私の国民年金の任意加入被保険者資格への切替手続をして国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持している年金手帳により、申立人は、婚姻時の昭和 58 年 6 月 * 日に任意加入被保険者資格を取得し、申立期間当初月の 59 年 6 月 17 日に同資格を喪失し、申立期間直後の 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人の夫が勤務する会社の賃金台帳兼所得税徴収簿により、59 年の年末調整では、社会保険料控除額として 59 年 1 月から 5 月までの保険料のみが申告されており、同年 6 月から 12 月までの保険料の申告はされていないこと、60 年及び 61 年の年末調整では両年とも保険料の申告はされていないことが確認できることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から53年7月まで
私は大学卒業後、就職を機に将来のことを考えて国民年金の加入手続を行った。結婚後も仕事を続け、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人は、申立期間後の昭和53年8月31日に任意加入し被保険者の資格を取得している旨が記載されており、手帳記号番号払出簿により54年1月に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月、同年8月、59年4月から同年10月までの期間、60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月及び同年8月
② 昭和59年4月から同年10月まで
③ 昭和60年4月及び同年5月

私は、会社を退職した昭和48年7月に国民年金に加入し、国民年金保険料は決められた期日までに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、所持する国民年金手帳に初めて被保険者となった日が、昭和48年7月1日と記載されていることから、同日に国民年金の加入手続をしたと思うとしているが、当該日付は、加入手続や保険料納付の開始の時期を示すものではなく、被保険者となった時期を示すものであること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年6月に払い出されていること、申立人は、現在所持する当該手帳のほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの期間、55年6月から同年8月までの期間及び56年5月から57年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月から同年11月まで
② 昭和55年6月から同年8月まで
③ 昭和56年5月から57年6月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職後、区から送付された納付書で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の各会社退職時の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月ころに払い出されており、申立期間のいずれも、同月に被保険者資格取得記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことがオンライン記録から確認でき、当該時点まで申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び平成13年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 平成13年4月から同年8月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付してくれていた。また、申立期間②については、私は年金を満額受給するため、60歳になって国民年金に任意加入し、保険料を納付していたが、平成13年に納付書が届かなくなったので市役所に確認したところ、保険料は完納していると言われた。申立期間の保険料が未納とされ、年金を満額受給できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和39年11月に払い出されているため、当該期間の保険料は過年度納付、又は特例納付を行う必要があるものの、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妹も、申立期間のうち妹が20歳に至った同年*月の保険料は未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、満額の老齢基礎年金を受給する目的で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した60歳以降に任意加入したと説明しているところ、申立人が当時居住していた市の国民年金任意加入被保険者資格継続申出書により、申立人は平成10年9月9日に同市に任意加入を申し出ているとともに、満額の老齢基礎年金を受給するために同市では喪失予定日を13年4月1日（31月分）としていたことが確認できことから、申立人は任意

加入により当該月数の国民年金保険料を納付しており、当該納付月数は申立人のオンライン記録と符合する。

しかしながら、同市は、申立人が満額の老齢基礎年金を受給するために国民年金任意加入被保険者資格の喪失予定日を平成13年4月1日としているが、制度上、厚生年金保険加入期間のうち、申立人が60歳に到達した10年*月分は老齢基礎年金の受給額に反映される保険料納付済期間には含まれないため、喪失予定日については13年5月1日とすべきであった。以上のとおり、同市が期間の算定を誤ったため、申立人は保険料納付済期間が1か月不足し、満額の老齢基礎年金を受給できないこととなったことは確認できるものの、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当該事務処理の誤りに関してまで判断することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8470

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から11年2月までの期間及び17年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月から11年2月まで
② 平成17年7月

私は、会社を退職した都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続き、保険料納付の場所及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②については、それぞれ当初の平成9年9月1日及び17年7月21日に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、国民年金適用勧奨事象が発生し、12年2月21日及び19年2月23日には最終の未適用者一覧表が作成されていることが確認できる。このことから、申立人に対しては、国民年金適用勧奨事象発生後の初回勧奨及び初回勧奨に応じなかった場合に行われる最終勧奨が行われたものの、申立人は、それぞれの申立期間に係る国民年金への切替手続きを行わなかったものと考えられる。

このため、当該期間は、未加入期間となり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8471

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年11月まで
時期は定かではないが、私が退職し留学していたときに、母が私の未納の国民年金保険料に係る通知を受け取り、保険料の一部を納付してくれた。平成9年6月に帰国した際に、母から「督促通知が来た保険料の一部を納付しておいた。残りは自分で納付するように」と言われ、残りの保険料は自分で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は保険料の納付場所、納付時期、納付期間等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を自身で行った記憶が無い上、申立期間直後の平成8年12月から9年8月までの保険料は、11年1月以降、時効直前に毎月過年度納付されている状況が確認できるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8472

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、昭和 41 年に厚生年金保険の適用事業所を退職した後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付により、50 年ころに納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第 2 回特例納付により納付した金額について、申立書には 8 万円強であったと記載しており、当該金額は、申立人及びその妻が第 2 回特例納付によって既に納付済みとなっている期間の保険料額とおおむね一致していたが、申立人は、後になぜ当該金額を申立書に記載したのか全く記憶にないと説明しているなど、申立期間に係る納付金額、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料を納付したとする妻についても申立期間の自身の保険料が未納であり、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間については、第 2 回特例納付により保険料を特例納付することができない期間であるなど、妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月まで
私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人には2つの国民年金手帳の記号番号が払い出されており、1つ目は申立期間以前の昭和 57 年 4 月に元夫と連番で払い出されているものの、その後、申立人は 58 年に実家のある市に転入したと説明しており、実家がある市を所轄する社会保険事務所（当時）において、61 年 4 月に2つ目の手帳記号番号が申立人に払い出されていることから、当該時点で母親は申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

さらに、申立期間については、2つ目の手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能であるが、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 60 年 7 月から手帳記号番号払出し直前の 61 年 3 月までの保険料は、申立人が第 3 号被保険者とされた 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間に過誤納付された保険料が 62 年 10 月に充当決議されて時効期間内である 60 年 7 月から 61 年 3 月までに充当されたものであることが確認でき、このことから、当該充当処理時点まで、申立期間直後の保険料は未納であったと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8476

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 2 月まで
私の母は、私が短期大学生であった 20 歳のときに、私の国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金
に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び
保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を
行ったとする申立人の母親は、加入手続の時期、加入手続後に送付されたと
する納付書及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間後に厚生年金保険適用事業所に就職しており、
申立人の国民年金手帳の記号番号は、同事業所を退職した直後の平成 4 年 9
月ごろに払い出されていること、申立人が所持する年金手帳には、国民年金
の「初めて被保険者になった日」は上記の厚生年金保険の資格喪失後の平成
4 年 8 月 29 日と記載されていることなどから、申立期間は国民年金被保険者
となる前の未加入期間であるほか、申立人の母親は、申立期間当時に申立人
の国民年金の手続を行った記憶は定かでないなど、申立人の母親が申立期間
の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

東京国民年金 事案 8477

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から56年1月まで
私は、昭和49年10月に会社を退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和49年10月に会社を退職した後に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年2月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には同年2月23日に国民年金に任意加入したことが記載されていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
私の夫は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続きを行った。夫は申立期間の保険料が免除とされているのに、私の保険料が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、保険料の免除申請手続きに関与しておらず、申立人の免除申請手続きを行ったとする申立人の夫は免除申請を行った時期及び場所の記憶が曖昧である。

また、住民票によると、申立人は国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月から3か月後の同年5月に転居していることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び59年5月10日現在の年度別納付状況リストには、どちらにも不在処理の記載があることから、申立人は少なくとも年度別納付状況リストが作成された時点まで転居先で国民年金の住所変更手続きを行っておらず、申立人は当該時点までは免除申請手続きを行うことができなかったものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8484

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年7月まで
私は、20歳になったときは学生だったので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料が未納である上、申立人の長兄及び次兄は、20歳から厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金に未加入であり、申立人の長姉も昭和54年2月に国民年金に任意加入するまで未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 62 年*月から就職する平成 3 年 4 月
にまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加
入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、納付額、納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、任意加入手続を行う必要があるが、母親は、任意加入手続を行った記憶は無いと説明している上、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、申立人及びその母親は、国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から55年9月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私が実家に戻っていた期間は地元で、それ以外の期間は毎年8月に上京してきた際に、区出張所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、母親が毎年8月に保険料を納付した場合、申立人が当時居住していた区では、納付書は3か月分を1期として年4回送付していたため、母親は現年度及び過年度分の保険料を納めることになるが、保険料を納付したとする区出張所では、過年度分の保険料の収納を取り扱っていないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が当時居住していた区及び市並びに所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から同年9月までの期間及び14年5月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月から同年9月まで
② 平成14年5月から15年4月まで

私は、会社を退職後、国民年金保険料を市役所及びコンビニエンスストアで納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、いずれの申立期間も、直前の期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金の再加入手続をして保険料を納付する必要があるが、申立人は、国民年金の再加入手続についての記憶は曖昧であり、オンライン記録から、いずれの申立期間についても加入勧奨が行われ、申立期間①にあつては国民年金未適用者一覧表が作成された平成14年2月20日時点で、申立期間②にあつては同表が作成された16年2月24日時点で未加入であり、その後も加入手続がとられていないことが確認でき、当該期間は未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年10月まで
私は、昭和44年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。転居時にその領収書を提出して手続を行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和44年3月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年11月15日に任意加入したことにより払い出されたことが手帳記号番号払出簿等により確認できること、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間は「納入不要」と記載され、任意加入前の未加入期間として把握されていたことから、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は当該払出時に交付された年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8494

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで
私は、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立人は、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫と連番で 44 年 5 月に払い出されており、それまでは、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当該手帳記号番号払出時に交付された手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母は、私が平成2年3月に大学を卒業した時期に、私の国民年金の加入手続と、国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料は私が自宅に届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、平成5年11月5日に申立期間の一部（3年10月から4年3月）の過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるが、申立人は、5年1月から同年12月まで外国に研修留学中で、郵便物の届け先変更手続を行った記憶も無いと説明しており、当該納付書を受け取っていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年10月まで
私は、国民年金は老後を生きるために大切なものと思い、申立期間の国民年金保険料を滞ることが無いように納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の直前の期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、保険料を納付するには国民年金の再加入手続をする必要があるが、申立人は、国民年金の再加入手続及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間の被保険者資格取得の記載がなく、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 10 月ごろ婦人会会長宅で国民年金に加入して、国民年金保険料は会長宅に来ていた集金人に納付していた。結婚した 43 年 6 月ごろに妻が私の未納分の保険料をさかのぼって納付し、その後は妻が夫婦 2 人分の保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、婚姻後に夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料額、さかのぼって納付した期間等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 41 年 10 月に国民年金に加入して、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 49 年 3 月に夫婦 2 番違いで払い出されており、申立期間の保険料については、当時実施されていた第 2 回特例納付により納付する以外にないが、申立人は特例納付で保険料を納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 43 年 6 月ごろ婦人会の役員宅で国民年金に加入して、夫と自身の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は私が夫婦 2 人分の保険料を会長宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額、さかのぼって納付した期間等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 43 年 6 月に国民年金に加入して、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 49 年 3 月に夫婦 2 番違いで払い出されており、申立期間の保険料については、当時実施されていた第 2 回特例納付により納付する以外にないが、申立人の夫は特例納付で保険料を納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に大学を卒業後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 9 月ごろに払い出されており、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8507

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年8月まで

私の妻は、私が昭和55年4月に立ち上げた会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする妻は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の妻は、申立期間当時の家計簿に記載されている昭和55年4月11日付けの国民年金支出額が自身と申立人の保険料であると思っしているが、当該支出額は、昭和55年度1年分の保険料を前納した場合の金額に一致し、オンライン記録で確認できる妻自身の当該期間の保険料の前納記録と整合しており、当該家計簿に申立人の申立期間の保険料の支出と考えられる記載は無い。

さらに、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の手帳記号番号の記載が無いなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった時から婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間の終期の昭和 55 年 3 月に払い出されており、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが必要となるが、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする母親の手帳記号番号は昭和 39 年 11 月ごろに払い出され、払出しより前の期間の保険料はさかのぼって納付されず、翌 40 年 4 月分から保険料の納付を開始していること、父親は、申立期間当時実施されていた第 3 回特例納付により、昭和 36 年度及び 37 年度の自身の保険料を特例納付しているが、母親の未納分の保険料の特例納付はしていないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8509（事案 1794 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月まで

私は、中学卒業後、実家から離れ上京したときに、父親から「将来のことだから国民年金保険料だけは払いなさい。」と言われたので、保険料の納付時期が遅れても忘れずに納付した。加入当初は、納めなければいけないと思い、手帳が交付され、すぐにさかのぼって納付し、その後も忘れずに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が不明確であり、申立期間直後の昭和 40 年度の保険料は、申立人の所持する領収証書から、昭和 41 年 7 月に過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間の保険料を特例納付により納付したことを思い出したと主張しているが、申立人は納付したとする金額に関する記憶が曖昧であること、納付したとする申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 1 月時点は特例納付の実施期間ではないことから、その主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、当初の申立てにおいては、申立期間が昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月までとされていたが、その後、厚生年金保険の加入期間を含む期間の保険料

を特例納付したことによる平成15年の還付金額に誤りがあることが判明したことから、社会保険事務所（当時）は、当該還付金額を再度納付してもらい、38年8月を納付済みと記録追加している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 63 年 7 月まで

私は、会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続をし、父が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職した直後の昭和 56 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 9 月に払い出されており、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和 63 年 8 月 1 日の国民年金の被保険者資格の喪失及び平成 3 年 8 月 1 日の資格取得は、手帳記号番号が払い出された平成 3 年 9 月に記録追加されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私の母は、学生の間は国民年金の任意加入期間であることを承知の上で、障害を持った場合のことを心配し、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、保険料を納付したとする母親は、加入手続を行った記憶が無く、保険料の納付時期及び納付額の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、制度改正に伴い学生が国民年金強制加入被保険者となった平成 3 年 4 月以降の 3 年 12 月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として同年 4 月 1 日の記載があることから、申立期間のうち、申立人が大学在学中の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間は、任意加入適用期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間の前後を通じて住所の移動が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月

私は、会社を退職して転居した平成13年7月に、住民票の移動手続とともに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の平成15年2月時点でも加入手続は行われていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 14 年 3 月まで

私は、納付場所の記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、共済組合から国民年金への切替手続時期、手続場所、保険料の納付時期、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成 13 年 4 月 1 日に共済組合の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、15 年 2 月 25 日時点まで加入手続が行われていなかったことが確認できる上、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されおらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年4月までの期間及び55年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から52年4月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、申立期間②の保険料を送付されて来た「昭和55年分納付期限（未納分）のハガキ」を持参して、区役所窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、当該期間当時、年金手帳を所持していた記憶が無いと説明している。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年8月28日に払い出されていることが確認できることから、当該期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人が保険料を納付したと主張する区役所では、過年度納付に係る収納事務は取り扱っておらず、ハガキによる過年度納付の勧奨も行っていなかったと説明している上、申立人は、2万5,000円くらいを納付したと主張しているところ、当該金額は、申立期間の国民年金保険料額2万2,620円とおおむね一致しているものの、申立期間と同様に過年度納付となり、納付が確認できる申立期間直後の55年10月から56年3月までの保険料額も同額であり、申立人の記憶している過年度納付は、この

ときのものと考えられるなど、母親及び申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私の母は、私と兄弟の国民年金の加入手続きを行い、保険料の免除申請をしてくれていた。その後、平成9年以降に社会保険事務所（当時）から一括請求書が届き、私と兄弟の3人分の追納をしてくれた。兄弟の分は免除申請されているのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は申立期間の保険料の免除申請を実家がある町で行ったと主張しているが、申立人の住所は当時他県に登録されていたため、制度上、実家がある町では申立期間の保険料を免除申請することはできない。

また、申請免除された保険料を追納するためには、追納の申し込みを行う必要があるものの、母親は当該申込手続きを行った記憶が無く、母親は平成9年以降に申立人、申立人の兄及び弟の3人分の保険料を追納したとするが、追納した金額を憶^{おぼ}えていない上、兄弟には申請免除期間の保険料が追納された記録が無いなど、母親が申立期間の保険料を免除申請及び追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、母親は、一括して納付した平成9年3月24日の領収印のある申立人の兄の領収証書を所持しており、その金額、29万9,100円は、未納期間であった7年3月から9年3月までの25か月分の保険料額と一致し、オンライン記録とも合致しているところ、母親の追納の記憶は、このときのものである可能性も否定できない。

加えて、申立期間において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、日本に入国した昭和 57 年 9 月からアルバイトをしながら学校に通った。63 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月にアルバイトしていた会社の正社員となった。平成元年 4 月に会社の厚生年金保険に加入するまでの期間はすべて会社に任せていたので、会社が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月の給与から国民年金保険料分を控除して納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していない上、加入手続きを行い保険料を納付してくれたとする会社社長は、「社員個人の国民年金のことは知らない。会社が代理で加入手続き及び保険料納付をしたことも無い」と証言している。

また、申立人と同時期に会社で働いていた従業員 3 人のうち 2 人も、申立期間当時は国民年金に未加入である上、オンライン記録によると、申立期間は、平成 21 年 1 月 14 日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加されて、未加入期間から未納期間に変更された期間であることが確認できるなど、申立人の勤務先の会社が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から同年11月まで

私は、平成3年8月に会社を退職後、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成3年8月に退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期や申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額等の記憶が曖昧である上、申立期間は、20年10月21日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加され、未加入期間から未納期間に訂正されたことがオンライン記録により確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年12月まで

私は、国民年金保険料の督促のはがきが届いたことをきっかけに、未納となっていた期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の督促のはがきが届いた時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和45年4月ごろに払い出されており、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間時代に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年12月まで
私の父は、私が専門学校生であった20歳のころに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳のころに父親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が21歳である昭和53年1月に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は父親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無いほか、申立期間当時に申立人と同居していた姉は、申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 52 年 2 月まで

私は、区から自動的に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、区役所又は同出張所の窓口で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が現在居住する区に住民票上転入した昭和 51 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できるものの、申立人は申立て当初は前居住地の区役所で保険料を納付したと説明しているなど、申立人は、保険料の納付場所、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間直後の昭和 52 年 3 月から同年 6 月までの厚生年金保険期間は平成 19 年 3 月に統合されており、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には「52 年 7 月 1 日」に資格喪失したことが記載されているため、当該厚生年金保険期間は、当時、国民年金期間と記録されていたと考えられるが、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は無く、申立人は、当該期間に保険料を納付していたことに関する記憶も定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成 6 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成 6 年 11 月まで

私の父は、私が定職に就いていなかったので、将来を案じて私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することできないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 8 年 12 月ごろに払い出されており、申立人は、現在所持する手帳以外の手帳を見た記憶も定かでないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は、父親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無いと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から32年6月9日まで
平成19年に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間後に加入した事業所では、脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和38年4月24日の直前の同年3月25日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立期間と申立人が受給を認めている期間の被保険者記録は同一番号で管理されており、申立期間後に加入した事業所の退職後に受給したのであれば、申立期間後の被保険者期間のみを請求することはできず、申立期間についても脱退手当金として受給したものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から33年6月1日まで
ねんきん特別便が届いたので、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から20日後の昭和33年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和48年8月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から35年9月1日まで
平成21年春に、年金記録を照会したところ、同年11月に申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間に係る事業所の退職後は、結婚や引っ越しで忙しく会社に行っていない上、郵便局及び社会保険事務所（当時）の所在地を全く知らなかったため、脱退手当金を受給できるはずがない。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月1日の前後2年以内に資格喪失した者42名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち27名が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日である1名の脱退手当金の支給決定日が申立人と同日になっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年10月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったためであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかある上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月21日から37年4月21日まで
平成20年5月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを初めて知った。
しかし、申立期間前に勤務していた事業所については、脱退手当金を受給したが、申立期間のA社については、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、脱退手当金は申立期間後の昭和37年12月19日に支給されており、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間の被保険者記録は同一番号で管理されており、申立人が受給を認めている期間の直後にA社に勤務していることから、脱退手当金は同社を退職した後にしか受給できない上、同社を退職後に受給したのであれば、申立期間前の被保険者期間のみを請求することはできず、申立期間についても脱退手当金として受給したものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から28年7月1日まで
② 昭和28年7月1日から29年2月28日まで
③ 昭和30年10月1日から33年6月30日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、事業所を退職後の昭和35年2月に氏名変更及び厚生年金保険被保険者記号番号の重複整理の手続が採られたことが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年2月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更及び重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12022 (事案 5580 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年2月4日まで
② 昭和27年7月1日から28年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、厚生年金保険料の控除を裏付ける資料の提出が無く、保険料を控除した事実も無いとの理由により、記録訂正ができないと通知があった。判断に納得ができないため、新たな資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社に係る健康保険被保険者名簿の記録から、申立人が健康保険のみの被保険者として、B社に勤務していたと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月9日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は当時つけていた日記を新たな資料として提出し、昭和26年12月30日の日記に「12月30日に給与が支給された。」、「手取りは7,009円」との記述から、当時の標準報酬月額が8,000円であり、その差額は社会保険料が控除されていたことによるもので、税が控除されてないことは年末調整が行われていたものであり、このことは、健康保険のみの被保険者ではない職員であったことにほかならないと主張して、今回、再申立てを行っている。

しかしながら、支給された給与については、申立人から提出された日記のページ数から判断すると、昭和26年11月の給与と考えられ、申立人が主張する年末調整が行われた同年12月の給与とは考え難い。

また、手取り額7,009円については、申立人から提出された日記の記述から判断すると、昭和26年12月4日の退職手当の支給と考えられ、A社が作成した「昭和26年度

A社関係使用人解雇及び退職手当支給台帳」に記載されている申立人の退職手当の金額及び支給年月日と一致している。

さらに、前回資料を精査し再検討を行った結果、A社が作成した「昭和 26 年度A社関係使用人解雇及び退職手当支給台帳」から、申立人の採用日は昭和 26 年 6 月 25 日、解雇（退職又は死亡）年月日は同年 10 月 14 日である旨の記載があることが確認でき、申立人のA社における最初の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日とおおむね符合する。

加えて、「昭和 27 年度退職手当計算台帳」から、申立人の雇入日は昭和 27 年 2 月 12 日、退職年月日は同年 6 月 30 日である旨の記載があることが確認でき、申立人の 2 回目の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日と符合する。

以上のことから、申立人が提出した新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月5日から20年5月14日まで
A社B工場で勤務した申立期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の加入記録が無い。昭和20年5月14日の入社はあり得ず、申立期間も勤務していたことは確かなので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、申立期間に係る勤務実態、労働者年金保険及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和18年2月5日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者が被保険者となれるところ、申立人は「A社B工場では、C業務をしており、勤労働員学徒の指導を行っていた。」と述べていることから、労働者年金保険法に規定する直接的な肉体的労働に従事する者に当たらず、事業主は申立人を労働者年金保険の被保険者として適用させなかったものと考えられる。

さらに、申立人がA社B工場に同日入社したとする同僚は、連絡先が不明であるものの、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格取得日は、昭和20年5月14日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から49年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫と一緒に継続して勤務したが、年金記録が夫と異なるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社に係る商業登記簿謄本及び複数の従業員の供述から、申立人は、入社日は特定できないものの申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の当時の事業主の子（商業登記簿謄本では、代表取締役）は、当時の社会保険の手続きは、父が担当していたが、既に父は死亡し、当時の勤務状況や社会保険関係等に係る資料が無い旨供述していることから、申立人の勤務実態及び社会保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と、同名簿から申立期間及び申立期間前後に勤務していた14人の雇用保険の加入記録を比べると、11人は雇用保険に未加入であり、申立人を含む3人は雇用保険に加入しているが、雇用保険加入後1か月から12か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記雇用保険に加入している従業員の一人名は、「厚生年金保険への加入を社長にお願いして加入したと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月29日から43年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の経理担当者及び従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和41年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、再度、43年6月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散し、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の昭和42年2月まで同社に勤務していた上記経理担当者は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていなかった旨供述し、また、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となる前の43年4月に同社に入社した上記従業員は、申立期間に保険料控除があったことを確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月2日から11年2月20日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していた証明として雇用保険被保険者離職票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険被保険者離職票から、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社の給与担当者は、申立人に関しての勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する資料は残っていないが、当時、店舗の従業員は複数の雇用形態に分かれており、雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった従業員もいたようである旨供述している。

また、申立人が記憶していた同僚は、「申立人の雇用形態や厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述しており、当該同僚もA社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった従業員23人に照会したところ、5人から回答があったが、申立人の雇用形態や厚生年金保険の加入状況は不明であった。また、回答があったうち一人が、同社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたと回答している。

加えて、A社が加入していたC健康保険組合及びD年金連合会には、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 1 月 6 日まで
A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社には申立期間を含めて継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支社の申立人に係る売上明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においても同社同支社に営業社員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に資格取得し、連絡先が判明した従業員に照会したところ、支社勤務の営業社員については、入社から厚生年金保険被保険者資格の取得までに3か月から2年の期間があることが確認でき、そのうちの一人は、同社での厚生年金保険への加入について、支社によって異なるかもしれないが、入社後6か月間の試用期間があり、その後、本採用か否かが決まるシステムであった旨供述している。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、申立期間には無く、資格取得日が昭和 59 年 1 月 6 日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

なお、A社の事業主は、平成 5 年に同社は倒産しており、当時の関係資料が残っていないので、申立人に係る試用期間の有無、申立期間における厚生年金保険の加入状況等について、不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月21日から34年4月1日まで
A事務所（B部隊）における厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A事務所に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録はいずれも一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

また、当時のA事務所の事務を所管しているC事務所の総務担当者は、昭和50年以前の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額等について確認することができないが、当時、標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと思うと供述している。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同期入社で同職種であった従業員の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる上、申立人の昭和28年12月から29年4月までの期間及び33年10月から34年3月までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間における最高等級であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から同年8月31日まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の元同僚及び元従業員の回答から、申立人が申立期間当時、A社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「申立期間当時の資料は何も残っておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者も不明である。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の初めである昭和27年2月1日においてA社C工場で資格を取得している19名の元従業員のうち、連絡を取ることができた4名に対し、同日において同工場に入社した従業員数について照会したところ、4名の元従業員全員が「30名から50名くらいの者が昭和27年2月1日に入社していた。」と回答していることから、入社時の被保険者数が同従業員数よりも少ないことが確認でき、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、記載内容に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 7 月 11 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 41 年から 50 年まで継続して勤務し、途中で退職した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「当社では、営業成績により職員に登用するか否かを決めており、厚生年金保険については、職員に登用された月に被保険者資格を取得させ、嘱託編入日に同資格を喪失させる取扱いを行っている。このため、申立人については、昭和 41 年 4 月 1 日付けで職員に登用したが、43 年 4 月 1 日付けで嘱託として厚生年金保険の資格を喪失した後、同年 7 月 1 日付けで再度職員に登用したため、同年 7 月 1 日に資格取得の届出を行っている。」と回答している。また、申立人が昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることは、同社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」によって確認することができる。

なお、申立人の A 社における申立期間の直後の厚生年金保険の資格取得日については、オンライン記録において昭和 43 年 7 月 11 日となっているが、前述の同社が提出した同資格取得確認通知書においては同年 7 月 1 日となっていることから、C 年金事務所において同資格取得日を同年 7 月 1 日に職権訂正するよう連絡したところであり、当該訂正が必要であると考えられる。

加えて、B 社の社会保険事務担当者は、「当社では、営業成績により職員から嘱託に編入させる際に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いであるため、申立人のように空白期間のある従業員は多くいると思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 16 日から 36 年 7 月まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の回答により、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 36 年 7 月 16 日に適用事業所でなくなっており、同社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社において申立期間当時に社会保険事務を担当していた元従業員は連絡先が不明であり、さらに、経理事務を担当していた元従業員 2 名のうち、1 名は既に亡くなっており、他の 1 名は同社に係る事業所別被保険者名簿に名前が無く、これらの担当者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人と同様にA社において昭和 35 年 8 月 16 日に資格喪失している元従業員 24 名のうち、連絡先の判明した 6 名に文書照会したところ、4 名から回答が得られ、4 名の元従業員は、「私は、資格喪失後も同社に継続して勤務していた。」と述べているものの、同従業員は資格喪失後に給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる関連資料等を保有しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12034 (事案 595 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年3月31日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から、記録訂正できない旨の通知をもらった。

しかし、申立期間当時、厚生年金保険料を控除され、健康保険証を使用していた記憶があり、同委員会の判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻の証言から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められるものの、同社は申立期間当時には厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、同業者の健康保険事務を行っているB組合に照会しても健康保険台帳に申立人の氏名は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確かであると主張しているが、申立人は、前回の申立てに係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな関連資料等を提出しておらず、また、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月ごろから 62 年 10 月ごろまで
A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同社の部長との話合いで、厚生年金保険だけに加入すると決めたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元従業員の回答により、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「従業員の雇用及び厚生年金保険料の控除に係る資料は過去 15 年間保存しているが、それ以前のは廃棄しているため、申立人のこれらに係る実態は不明である。」と回答しており、申立人の同社における雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が厚生年金保険の加入について話合いをしたとしている部長は既に亡くなっており、申立人が記憶していた同僚 2 名のうち、1 名はA社に係る事業所別被保険者名簿に氏名の記載が無く、他の 1 名は連絡先が不明のため、これらの者から申立人の同社における雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上述の事業所別被保険者名簿を調査したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険被保険者証の番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 8 月 17 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。前職を昭和 44 年 2 月に退職した後すぐに同社に入社し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前職を昭和 44 年 2 月に退職した後すぐにA社に入社し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 44 年 8 月 18 日と記録されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、加えて、同社において被保険者資格がある元従業員 10 名の雇用保険の加入記録を照会したところ、6名について記録を確認することができ、このうち3名が雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致しているほか、残り3名についても両記録の取得日の相違期間は半月から1か月であることが確認できる。

さらに、申立人がA社に入社した時期について、昭和 44 年 2 月に同社において厚生年金保険の資格取得している元従業員 16 名のうち、連絡先が判明した 11 名に対して申立人の勤務実態等について文書照会したところ、2名の元従業員は、「私より後に申立人が入社したような気がする。」と回答している。

なお、A社は平成 14 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の合併先であるB社は、「過去 3 回、会社統合しているため、申立期間当時の関係書類は全く保存されていない。」と回答しており、また、申立人が直属の上司であった

とする元従業員は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月12日から22年6月1日まで

私は、社命により昭和21年12月12日にA社を退職して、同社の事業主一族が経営するB社（現在は、C社）に異動したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人に係る履歴書及び退職願並びに同社人事部担当者の供述から判断すると、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上述の履歴書の作成日は昭和22年3月となっており、また、経歴欄にはA社の入社日の記載はあるものの、同社の退社日について記載が無いことから、当該履歴書を作成した時点では、申立人は同社に在籍していたことがうかがえる。これについて、前述の人事部担当者は、「当該履歴書の欄外に「入社・部署」の印があり、「部署」の欄に「22. 1. 21」と記載され、B社の部署である「製剤」の印が押されていることから、申立人はA社に籍を置いたままB社へ出向していたと考えられるが、関係資料が保存されていないため、当時の出向の受入れ状況及び出向者の給与の取扱いがどうであったのかは不明である。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は昭和30年11月21日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立期間当時に同社において被保険者記録のある元従業員にも文書照会したが、申立人を記憶している者はいなかったことなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と

同様に、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社において同資格を昭和22年6月1日に取得している元従業員が申立人のほかに3名確認できる。そのうち、2名の元従業員に係る履歴書は、作成日が22年3月、「入社・部署」の印の各項目のいずれかに「22. 1. 21」の記載があり、「製剤」の押印があるなど申立人の履歴書と同様のものとなっていることから、申立人と同様の取扱いを受けている元従業員が複数存在することがうかがえ、かつ、これらの者について、C社及び同僚等から厚生年金保険に加入するまでの間の厚生年金保険料の控除について積極的な供述を得ることができない。

なお、申立人及び前述の元従業員3名の計4名について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失日と厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における資格喪失日が一致している上、同様に、両記録の資格取得日についても一致しており、また、同名簿及び同台帳に訂正などの不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月28日から同年10月1日まで
A社(現在は、B社)C営業所で勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社C営業所に運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続してA社C営業所に運転士として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、連絡先の判明した15名の元従業員に文書照会を行ったところ、9名から回答があったが、申立人及び申立期間当時のC営業所の厚生年金保険の加入状況について記憶している元従業員はいなかった。これについて、複数の元従業員は、「同社は各地域の運送業を営んでいるものが集まって作られた会社であるため、営業所間の交流が無く、他の営業所のことは詳しく分からない。」と述べている。

さらに、申立人のA社における申立期間及びその前後の期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録とオンライン記録は一致している。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿から、A社における加入記録に空白のある元従業員は、申立人以外にも3名確認でき、その理由について、2名の元従業員は、「不明である。」と述べているものの、1名の従業員は、「当該期間に、私は、病気で休んでいた記憶がある。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月20日から35年4月ころまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、2年くらい働いたはずであり、同社での勤務期間が1年しかないのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。なお、同社の商業登記簿は保存期間を経過しているため保存されておらず、同登記簿からも事業主の所在を調べることはできない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において申立人の資格喪失日（昭和34年2月20日）より後に資格喪失している者8名のうち、連絡先が判明した2名に照会したところ、1名（資格喪失日は昭和35年1月20日）は、「申立人の退職時期は覚えていないが、申立人は私よりも先に同社を辞めたと思う。」と述べている。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿によれば、同社の被保険者は昭和34年6月25日に健康保険被保険者証の更新の処理を受けているが、申立人については、当該更新の処理が行われていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月25日から25年7月15日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の回答により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の担当者は、「当時の資料が残っていないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶していたA社の元従業員6名のうちの2名及び同社の元従業員が申立人の前任者だったと述べている事務担当者の計3名については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間当時のA社の従業員数は50名くらいだった。」と述べているが、前述の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間における同社の被保険者数は、12名から21名で推移していることから、被保険者数が従業員数よりも少ないことが確認でき、同社においてはすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の手帳に記載された「入社メモ」並びに「仕様書」に記載された年月日及び申立人の姓の印影により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 59 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所であって、元事業主は、「当社は倒産しているため、社会保険関係の資料は無い。」と回答し、また、同社において社会保険担当であったとされる元事業主の妻からも回答を得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた元同僚からも、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金被保険者原票により、申立期間において同社で被保険者資格を有している 11 名の元従業員のうち、連絡先の判明した 10 名に同社の厚生年金保険の取扱いについて文書照会したが、これを記憶している元従業員はいなかった。

加えて、A社の申立人に係る厚生年金被保険者原票において、記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から同年6月まで

A協同組合（商業登記簿謄本は、B協同組合）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同協同組合には、伯父の紹介で、高校卒業後からC社に勤務するまでの間、食料品の御用聞き等で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B協同組合に係る商業登記簿謄本によると、同協同組合は既に解散しており、申立期間当時、同協同組合の理事長であった申立人の伯父も既に死亡していることから、申立人の同協同組合における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A協同組合の理事長の子に照会したところ、「自分は、同協同組合にかかわっていないので分からない。また、同協同組合の関係者も死亡又は所在不明のため、申立期間当時のことについては不明である。」と供述している。

また、申立人が申立期間にA協同組合食品販売部で一緒に勤務したとする同僚については、申立人のほかに同協同組合の理事長の子及び勤務先が異なる従業員も記憶していたが、同協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、その氏名を確認することができず、また、上記被保険者名簿には、申立期間に整理番号の欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間にA協同組合において厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、「当時の同協同組合における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していること、及び同協同組合食品販売部で勤務したとする者は確認できないことから、申立人の同協同組合における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から34年4月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B大学の夜間部に在学中、同大学の学生課の紹介で、洗鉄の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に清算されており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記従業員は、「申立人の雇用形態は臨時雇用であり、正社員ではなかった。」と供述しており、A社の事務担当者は、「学生はアルバイトの扱いをしていたと思われることから、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、学生は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、学校法人B大学に、申立期間当時、同大学学生課が学生に対して行った紹介内容について照会したところ、「当時の資料が無いことから不明。」と回答しているため、A社への紹介内容の詳細について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 38 年 5 月に出産する直前まで働いていた。調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月まで A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散し、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員 1 名は、「申立人を記憶している。」と回答しているものの、当該従業員から勤務期間など申立人に係る具体的な勤務状況についての供述を得ることができないため、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の一部である昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月までの期間について、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時、政府管掌健康保険に加入していたが、申立人は、「健康保険証を受け取った記憶は無い。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12046 (事案 1451 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月17日から30年4月14日まで
② 昭和30年7月20日から31年5月14日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、他の会社に勤務していた人は認められており、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社は当時の資料を保管しておらず、また、当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員の中には、申立人を記憶している者がいないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、上記通知に納得できず、他の会社に勤務していた友人が自分の供述により厚生年金保険の被保険者記録が認められているので、再調査をしてほしい旨主張している。

しかし、申立人が申し立てている友人は、A社とは全く別の事業所において申立てをしており、そのほかに新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、各申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低いことが分かった。自分は代表取締役であったが、当時の取締役4人が結託して、勝手に標準報酬月額の減額訂正を行ったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成9年11月30日より後の同年12月5日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、7年11月から9年10月までの期間、59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該^{そきゅう}及訂正が行われた当時において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の^{そきゅう}及訂正は、当時の取締役4人が勝手に行ったと主張しているが、A社の代表印は取締役経理部長に預け、経理業務全般を任せており、代表取締役であった申立人が全く関与せずに社会保険事務所（当時）において標準報酬月額の減額訂正処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から6年7月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かであり、当時の給与振込みが確認できる預金通帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務したB社から提出された申立人記載の履歴書、申立人が提出した預金通帳及びA社の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の現代表者は、「申立人のことは知っている。申立期間当時の資料は残っていないので、自身が入社した平成4年2月前のことは知らないが、申立人より、社会保険及び雇用保険に加入させないよう言われた記憶がある。当時は、正社員しか社会保険及び雇用保険に加入させていなかったが、正社員であっても本人が厚生年金保険等の加入を希望しない場合は加入させていなかった。」旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、C公共職業安定所は、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できないとしている。

さらに、D県E区によると、申立人は、申立期間中、同区の国民健康保険に加入していたことが確認できるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月1日から49年8月1日まで
② 昭和49年12月1日から50年6月1日まで
③ 昭和51年11月1日から52年3月1日まで

A社B事業所、C社D事業所及びE社に勤務した申立期間①から③までの加入記録が無い。それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された通知書によると、申立人は同社に昭和47年8月29日付けで嘱託を命じられていたことが確認できることから、申立人がA社B事業所に嘱託の医師として在籍していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立人は非常勤の嘱託であり、申立期間当時の給与支払は不明である。」旨回答している。

また、申立人の同僚のF大学医学部の医師は、「自分は、A社B事業所ではパートで勤務していたので、そこでは厚生年金保険には加入していない。申立人も同社同事業所ではパートで月に数日程度の勤務であったため厚生年金保険に加入していないと思う。」旨供述している。

申立期間②については、C社D事業所から提出された覚書等によると、申立人と同社同事業所との間で産業医業務等委任契約を、昭和49年6月1日付けで、50年3月31日までの期間の契約として締結していることから、申立期間の一部について、申立人は、同社同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、C社は、「申立人は委任契約産業医であり、常勤ではないため社会保険は非適用である。」旨回答している。

また、C社D事業所に係る事業所別被保険者名簿から、従業員に申立人について照会したが、申立人を知る者はいなかった。

申立期間③については、E社は、「当該期間当時の給与担当者や医務室担当の従業員に確認したが、申立人がいたか否かは不明であり、給与・社員名簿等の紙台帳にも全く残っていないため、在籍を確認できる資料が無い。」旨回答している。

そこで、E社に係る事業所別被保険者名簿から、従業員に申立人について照会したが、申立人を知る者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

なお、申立人は、いずれの事業所においても、勤務日数は9日から13日までのパート又はアルバイトであったとしている。

このほか申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から同年9月まで
② 昭和31年11月から32年11月まで
③ 昭和32年11月から33年9月まで
④ 昭和39年2月から同年12月まで

A社、会社名は不明だがトラック運送関係の事業所、B社（現在は、C社）及びD社に勤務した申立期間①から④までの厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、所在地を管轄する法務局に照会したが、A社の所在を特定することはできず、同社より申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記同僚もA社における厚生年金保険の加入記録は無く、当該同僚は厚生年金保険料の控除について不明としている。

申立期間②については、申立人は、自身が在籍した会社名を記憶しておらず、当該事業所から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚に照会したが、当該同僚は、申立人とは別会社に勤務しており、申立人の記憶はあるものの、申立人が在籍した会社及び勤務期間は覚えていないとしている。

なお、当該同僚が勤務したE社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、

申立人の厚生年金保険の加入記録は無い上、当該期間中、同社に勤務した複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間③については、B社に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記同僚においても、B社における厚生年金保険の加入記録は無く、当該同僚は、「会社から厚生年金保険の加入についての話は聞いたことは無く、保険料控除は無かったと思う。」と供述している。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、C社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間④については、D社の元役員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社は、昭和 42 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記元役員は、「自分は昭和 38 年 11 月ごろにD社に入社したが、厚生年金保険に加入する 42 年 1 月 1 日より前の期間については、厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月7日から同年12月1日まで
A社に臨時雇用員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同局には昭和38年3月7日から勤務したので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B機構から提出された人事記録から、申立人は昭和38年3月7日から39年3月31日まで臨時雇用員としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B機構は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け総裁達第435号）により、臨時雇用員は38年10月1日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うことになったが、A社は同年12月1日からの適用であり、それ以前の期間については、厚生年金保険料の控除は無かった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから32年ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在の判明した従業員に照会したが、申立人を知らず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の従業員数を15人から20人としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は5人から6人であり、申立期間当時、同社において、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は当時の資料を保管しておらず、元代表者は死亡している上、申立人は、同僚の名前を記憶していないとしていることから、当該代表者等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 58 年 6 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 51 年 7 月に同社に入社し、53 年 11 月に同社が社会保険に加入した。健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の回答により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、昭和 53 年 11 月からA社が社会保険に加入したので、自分も厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 53 年 11 月から 55 年 6 月 30 日までは適用事業所でないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員は、「同年 7 月から厚生年金保険料が控除された。」と回答していることから、同社では厚生年金保険の適用事業所となった同年 7 月以前の期間において従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、A社の総務担当者は、「理由は思い出せないが、会社の都合又は申立人の都合により、申立人は厚生年金保険及び健康保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と回答している。

加えて、「申立人は、申立期間当時、A社の近くの歯科で健康保険被保険者証を使用した。」と供述しているが、同歯科では、「10 年以上経過した資料は廃棄処分しているため、確認できない。」と回答しているため、同歯科から申立期間における健康保険

被保険者証の使用について確認することができない。

なお、オンライン記録では、申立人は、昭和 54 年 5 月から 58 年 9 月までの期間、国民年金に任意加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 2 日から 50 年 8 月 30 日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額より低く記録されている。確認できる給与明細等はないが、当時は毎月 29 万円の給与をもらっていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、19 万円と記録されていることが確認でき、さかのぼって訂正される等、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、A社から提出された申立人に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 19 万円と記載されており、上記の同社に係る被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の経理責任者は、「一般の従業員と比較しても、届出額の 19 万円は当時としては高額であり、申立人が主張する 29 万円はあり得ない給与額である。」と回答している。

なお、当時の標準報酬月額の最高等級の金額は 20 万円である。

さらに、申立人は給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から45年4月まで
② 昭和45年5月から55年8月まで
③ 昭和55年10月から平成2年7月まで

厚生年金保険の記録では、申立期間①、②及び③の加入記録が無い。申立期間①にはA社に看板広告の営業として勤務し、申立期間②にはB社、申立期間③にはC社でそれぞれ家電品の営業として勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和40年3月から45年4月までA社で看板広告の営業として勤務し、厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、申立人が名字を挙げている代表取締役を特定できず、同社の代表取締役から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和45年5月から55年8月までB社で家電品の営業として勤務し、厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、申立人が名

字を挙げている代表取締役を特定できず、同社の代表取締役から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、B社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 55 年 10 月から平成 2 年 7 月まで B 社で家電品の営業として勤務し、厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 6 月 1 日であり、申立期間③のうち 55 年 10 月から 63 年 5 月 31 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は C 社において、「路上でお客さんに声を掛けて、お店に案内する仕事をしていた。」と供述しているところ、当時の事業主及び同社の従業員は、「路上で声を掛けたお客さんをお店に案内するという仕事をしている者は従業員ではなくフリーの契約であり、厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

さらに、C社の当時の事業主は、「資料を保管していないため、申立人が当社に勤務していたことを確認することができない。」と回答しているため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると C 社には、申立人が記憶している同僚 4 人のうち 3 人の氏名が無いことが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から43年2月まで
A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の見取図と同社の従業員の書いた見取図がほぼ一致していること、及び申立人が同社の経理担当者を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は何も残っていないため、申立人がA社に勤務した期間や厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の当時の上司及び同僚3名のうち、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認できた1名は既に死亡しており、ほかの3名については名前が無いので、申立人の上司及び同僚から勤務状況や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時、A社において被保険者であることが確認できる従業員18名に照会したところ、回答があった10名は全員が申立人を記憶していないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立期間当時のA社の人事労務担当者は、「中学を卒業した者はほとんど正社員として採用したが、厚生年金保険に加入せずに9年近く厚生年金保険料を控除していることはあり得ない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から同年 12 月まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、同社の事業主から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えてA社は、雇用保険の適用事業所としての記録が無いため、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月ごろから45年11月ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録は無く、同社の代表者の氏名等が判明しない上、申立人は、当時の上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月10日から35年1月10日まで
② 昭和36年1月2日から43年10月10日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、健康保険証も使い続けていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和34年10月10日にA社に入社したと申し立てしているところ、現在の事業主は、「申立人が正社員として在籍していたことは記憶しているが、人事記録等の資料は一切残っていないため勤務期間は不明である。当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、厚生年金保険の手続及び保険料控除については不明である。」と供述しており、入社日を特定できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社したと主張する昭和34年10月10日に厚生年金保険の加入記録のある従業員1名は、「申立人のことを覚えていない。当時の厚生年金保険の加入状況については不明。」と供述しているほか、申立人が記憶する同僚3名は、上記被保険者名簿に名前の記載が無いことから、事業主はすべての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、当時の事業主及び元従業員であった者の回答により、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の事業主は、上記のとおり、「申立人が正社員として在籍していたことは記憶しているが、人事記録等の資料は一切残っていない。ただ、自分が入社したとき

は適用事業所になっておらず、自分が事業主になって改めて厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A社は昭和36年1月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、47年3月1日に再度適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「当該期間当時の社会保険関係の手続を行っていたものは既に死亡しており、当時の厚生年金保険の事務手続は不明である。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間②において、健康保険証を使用した旨供述しているが、申立人の主張する医療機関に照会したところ、当時の資料を保管していないことから、申立人の主張内容を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年ごろから51年ごろまで
② 昭和52年ごろから58年3月ごろまで
③ 昭和59年ごろから64年ごろまで

A社、B社及びC社で勤務していた申立期間の記録が無い。いずれの事業所でも勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は当該期間において、A社における雇用保険の加入記録は無く、当該期間の一部は別の事業所において加入記録が確認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立人を雇用した事実はない。」と供述している。

加えて、申立人はA社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務の実態について確認することができない。

なお、申立人は、「給与から厚生年金保険料等が控除されていたのではないかと思う。」と供述しているが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる関係資料や周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は当該期間において、B社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、B社の事業主の住所は判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、申立人はB社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務の実態について確認することができない。

なお、申立人は、「給与から厚生年金保険料等が控除されていたのではないかと思う。」と供述しているが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる関係資料や周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が勤務していたとするC社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は当該期間において、C社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、C社の事業主の住所は判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、申立人はC社の当時の会計担当者の氏名を挙げているが、連絡先が不明であり、申立人の勤務の実態について確認することができない。

なお、申立人は、「給与から厚生年金保険料等が控除されていたのではないかと思う。」と供述しているが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる関係資料や周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年10月1日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬と比べて低い額になっている。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年12月31日より後の9年7月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、50万円が9万2,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、「滞納は無かった。厚生年金保険料の納付は半月ぐらい遅れていたが、その都度払いに行けないので、先日付けの小切手を毎月社会保険事務所（当時）に持って行った。」としているが、厚生保険特別会計債権消滅不能欠損決議書によると、申立期間のうち平成8年3月及び同年4月の社会保険料は不納欠損処分されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は平成6年7月31日に同社の代表取締役に重任しており、同登記簿に同日以降の役員に関する記録は無いが、申立人は記録の訂正が行われた期間は事業主であったとしている。

また、申立人は、当該訂正処理について、「印鑑は自身で管理していたが、厚生年金保険をやめた平成8年12月31日の後の9年1月初めに、社会保険事務所から印鑑を持ってきてくださいと言われて訪問し、職員から印鑑を貸してくださいと言われて渡したかもしれない。」と供述しており、申立人が、当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効でないと主張することは信

義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月11日から同年9月1日まで
② 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、会社からもらった給与支払報告書の退職年月日が昭和62年8月31日と記載されており、申立期間②については、月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社からもらった給与支払報告書の退職年月日が昭和62年8月31日と記載されており、当該期間中もA社に勤務していた旨申し立てている。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は所在不明で連絡が取れないことから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入は、昭和62年7月31日までと記録され、雇用保険の受給記録によると、同年8月14日に受給資格の決定が行われ、同年8月18日から63年4月13日までの約8か月間基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社に係る被保険者資格喪失後の申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付した記録が確認でき、申立人に係る国民健康保険の加入記録は、昭和62年8月1日資格取得となっており、同年8月18日に申請手続を行ったことが確認できる。

加えて、申立人が提出したA社に係る給与支払報告書において、退職年月日が昭和62年8月31日と記載されているところ、当該期間当時に同社に勤務していた従業員は、「自身の保有する給与支払報告書の退職年月日にも、実際の退職日より後の日付が記載されている。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、当時の従業員の供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において、申立人と同日の昭和63年9月30日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員が保有する給料支払明細書等では、退職月に係る厚生年金保険料が控除されていないことから、申立人についても、退職月（昭和63年9月）に係る厚生年金保険料控除は行われていなかったと判断できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から32年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
B社の閉鎖に伴い、A社が業務を引き継ぐということで申立期間に同社に継続勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にB社及びA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の同僚の一人は、「入社した昭和31年は会社そのものが社会保険に加入しておらず、入社して4、5年後に会社から、社会保険に加入することになったと言われた。それまでは厚生年金保険料の控除はされていなかった。」と供述しており、B社及びA社に継続して勤務した同僚二人も厚生年金保険料の控除については、記憶があいまいであり不明である旨供述している。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の在籍及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月26日から46年4月26日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和45年4月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「在籍証明書は、当社が保管する雇用保険被保険者名簿により発行した。」としているが、同社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和46年4月26日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険は正社員のみ加入させる取扱いだった。」と供述しているところ、同社から提出された雇用保険被保険者名簿における雇用保険の加入日と、同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険の資格取得日に3か月以上の空白期間がある者が、申立人のほかに3人いることが確認でき、そのうち連絡の取れた二人は、「パートで入社し、その後正社員になって厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人から提出のあった厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書には、A社での勤務期間は「昭和45年4月から51年9月、厚年加入有」と記載されていることから、申立人は「申立期間は厚生年金保険の被保険者であった。」と申し立てているが、年金事務所の担当者は、「この書類は本人が記載したものであり、この書類だけでは申立期間に厚生年金保険に加入していたことは確認できない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 2 日から 22 年 4 月 27 日まで
② 昭和 22 年 4 月 27 日から 23 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社から提出された退職者台帳から、申立人が申立期間①は同社本社に、申立期間②は同社B支店に、申立期間③は同社C所に勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社において昭和 21 年 2 月 1 日に被保険者資格の取得手続きがとられた以降、次の取得手続きがとられたのは 22 年 5 月 1 日と記録されており、申立期間①の期間に資格を取得した者はいないことが確認できる。これについて、同社人事部の担当者は、「退職者台帳以外に申立期間当時の資料等が無く、申立人の保険料控除については不明である。また、被保険者資格の取得手続きのことについては確認できない。」と供述しており、上記被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得している者のうち、連絡の取れた 3 人に照会したが、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間②及び③について、A社B支店及び同社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 4 月 1 日、同社C所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 27 年 11 月 1 日であり、申立期間②及び③当時は、適用事業所となっていない。

また、上記A社人事部の担当者は、「当時は社会保険の届出事務や給与の支払は所属している支店等で行っており、各支店が適用事業所となる前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。また、適用事業所になっていない事業所に転勤する場合、適用事業所になるまで、本社や地域統括店や転勤前の事業所で厚生年金保険料を控除することも考え難い。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社B支店及び同社C所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した者が、同社B支店については申立人以外に14人、同社C所については二人確認できるが、いずれも所在不明のため当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月5日から49年8月1日まで
② 昭和50年10月1日から51年9月1日まで
③ 昭和54年8月1日から55年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①並びにB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、自分が記憶している給与額よりも低い額となっている。源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D会が保管するA社に係る厚生年金基金加入員記録における申立人の標準報酬月額は、同社に係る事業所別被保険者名簿における標準報酬月額とすべて一致している。また、E健康保険組合が保管するA社に係る被保険者名簿における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、前述の事業所別被保険者名簿における標準報酬月額とすべて一致している。

さらに、上述の事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ昭和47年度に被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同年代である10人の資格取得時の標準報酬月額を調べると、10人の標準報酬月額は3万9,000円から4万8,000円までの範囲で記録され、申立人の標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認できる。

なお、A社は、「申立期間①当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する申立期間①に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、F健康保険組合（現在は、G健康保険組合）が提出した「加入期間の標準報酬月額の記録」における申立人の標準報酬月額は、B社に係る事業所

別被保険者名簿における標準報酬月額とすべて一致している。

また、上述の事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ昭和50年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した17人の標準報酬月額は、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額とほぼ同じ水準であることが確認できる。

なお、C社は、「申立期間②当時の賃金台帳等の記録が無いため、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する申立期間②に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、F健康保険組合が提出した「加入期間の標準報酬月額の記録」における申立人の標準報酬月額は、B社に係る事業所別被保険者名簿における標準報酬月額とすべて一致している。

また、申立人から提出された昭和54年分及び昭和55年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」を基に試算した標準報酬月額は、上述の事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額とほぼ一致している。

なお、C社は、「申立期間③当時の賃金台帳等の記録が無いため、申立人に係る給与額及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する申立期間③に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和46年10月1日から47年2月1日まで

A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。A社B営業所には昭和45年7月1日に入社し、55年10月2日に退社するまで継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の元上司であったとするA社本社の元工場長の回答から、申立人は、申立期間①においてA社B営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期にC社からA社B営業所に入社した3人のうち、二人は、C社で昭和45年6月21日に資格喪失し、残りの一人は同社で同年7月22日に資格喪失しているが、この3人全員が、A社で申立人と同様に同年8月1日に資格取得していることが確認できる。加えて、申立人は、「C社の引き継ぎを3か月ぐらいしながらA社に勤務していた。」と述べている。

また、前述の3人のうち、住所が判明した二人に文書照会を行い回答を得たが、両名は、いずれもA社に係る給与明細書は持っておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、また、当時の経理事務担当者は所在不明のため、これらの者から、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険等の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、前述の元工場長は、「申立人は入社から倒産するまで、よく仕事をしてきていました。」と述べている。また、A社における雇用保険の加入記録は、昭和45年9月25日から55年10月1日までの期間となっていることから、申立人は、申立期間②において、A社B営業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所記号簿によれば、A社は昭和46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業所記号簿によれば、同社は47年2月1日に適用事業所となっていることが確認できる。加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった46年10月1日に事業主及び申立人を含めた当時の従業員13人全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、47年2月1日に再び適用事業所となった際には、事業主及び申立人を含めた11人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上述の被保険者資格の取得及び喪失について、A社の元経理責任者は、「厚生年金保険の適用事業所の移転手続きをした記憶は無い。」と述べている一方で、「会社の移転等でまだバタバタとしていた時期でしたので、厚生年金保険等の届出を出すのを忘れていたのかもしれない。」とも述べている。加えて、従業員は、「空白期間が気になって社会保険事務所（当時）に確認に行ったところ、事業主側の移転手続きが遅れたため空白ができており、その間の保険料は事業主から納付されていないとの説明を受けた。」と述べている。

なお、上記の被保険者名簿から住所が判明した従業員のうち、昭和46年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、47年2月1日に同被保険者資格を取得した5人の従業員に申立期間②に係る給与明細書の有無などについて文書照会を行ったところ、5人全員から回答があり、5人とも同給与明細書を保有しておらず、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。加えて、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、この者から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る昭和 41 年 6 月、同年 12 月、42 年 6 月及び同年 12 月の賞与支給が確認できる資料並びに元従業員の「申立人を知っている。キャデーとして勤務していた。」との回答から、申立人の勤務期間は正確に特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料等を保管しておらず、申立人の当社での勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、死亡あるいは所在不明のため、申立人の申立期間当時における社会保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 41 年 6 月 10 日となっているが、備考欄に「取得取消 昭和 41 年 6 月 27 日」と記入されていることが確認でき、申立人のほか、申立人と同月に同被保険者資格を取得し「取得取消 昭和 41 年 6 月 27 日」と記入されている従業員が二人確認できる。

これについて、A社は、「現存の資料から、申立人が厚生年金保険に加入していなかった理由は、全く不明であるが、当時の状況を判断すると本人の希望など、申立人本人の個人的な事情により、加入手続が採られなかったのではないか。」と回答している。なお、申立人は、「同社への入社手続は、父親が行った。」と述べている。

さらに、A社は、「申立期間当時のB健康保険組合の健康保険厚生年金保険被保険者

名簿を保管しているが、申立人の氏名を確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月1日から2年6月1日まで
② 平成2年6月1日から7年10月1日まで
③ 平成7年10月1日から9年12月1日まで

A社で勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③においてトラックのドライバーとして運送業務に従事していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の複数の元従業員の回答から、勤務期間を特定することができないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間①当時の人事記録等の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び社会保険料の控除については不明である。」と回答しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の有無を確認することはできない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①の期間中の平成2年3月31日に、D協同組合において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後、申立期間①においてA社の被保険者資格を取得した記録は無い。

さらに、E信用金庫F支店の申立人の口座の取引記録によれば、申立期間①のうち、平成元年12月、2年1月及び同年2月にB社から振込みと考えられる「フリコミ」、 「G」の記載が確認できることから、同取引記録において、A社が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたと認めることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、E信用金庫F支店の申立人の口座の取引記録によれば、平成2年6月から7年8月までの申立期間の一部を除く各月に「キュウフリ」又は「フリコミ」、「H」の記載が確認できることから、申立人は申立期間②のほとんどの期間においてB社で勤務していたと認められる。

しかしながら、B社の元取締役は、「同社のI営業所で労働組合の支部長であった者に確認したが、申立人は、J社の輸送を担当していた委託契約のドライバーだと思ふ。自分も申立期間②当時、労働組合の委員長を務めており、ほとんどの組合員の名前は覚えているが、申立人の名前は記憶になく、正社員は全員が組合員だったので、申立人は正社員では無かったと思ふ。」と述べている。

また、B社の元監査役は、「自分は当時経理事務を担当しており、申立人の氏名は記憶していないが、申立人が委託又は嘱託の社員であれば、社会保険には加入させていないと思ふ。」と述べている。

これらのことから、申立人は申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことがうかがえる。

なお、申立人は、申立期間②の一部期間である平成3年4月から9年11月までの期間において、K市国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、C社の事業主は、「申立人を平成7年9月8日から同年11月30日まで雇用していた。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る勤務はうかがえる。

しかしながら、申立期間③当時、厚生年金保険法において、満65歳到達時に被保険者資格を喪失する旨が規定されていたところ、申立人は、平成7年*月*日に満65歳に到達していることから、申立期間③については強制被保険者となることができない。

また、申立人は、前述の2のとおり申立期間③においてK市国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月25日から27年12月31日まで
昭和12年4月1日にA社(現在は、B社)に入社し、60年9月まで継続して勤務した。申立人は24年7月(社史及び職員名簿には同年6月25日と記録されている。)に取締役就任したが、取締役就任後の数年間は厚生年金保険に加入しないという取締役会規程は無いことを確認しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことは、B社から提出された勤務期間証明書及び職員名簿の記録により推認できる。また、同名簿及び「C社50年史」により、申立人は、昭和24年6月25日に取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、取締役就任した24年6月25日に同被保険者資格を喪失し、28年1月1日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上述の職員名簿及び「C社50年史」で確認できた申立期間当時のA社の役員5人(申立人を含む)についての厚生年金保険の記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和28年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、同日以降において、再度、役員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

加えて、申立期間当時の申立人を除く役員4人は、住所不明で、当時の厚生年金保険

の取扱いについて確認することはできず、申立人と同様にA社に入社し、申立期間に近い時期に役員に就任したものは、B社から提出の職員名簿により一人を確認できたが、当該役員が監査役に就任したのは、他の役員が厚生年金保険に加入した昭和 28 年 1 月 1 日以降である同年 4 月 14 日であった上、当該役員は既に死亡しており、当時の役員の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年2月1日まで
A病院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年6月からA病院において、看護師としてパートで勤務を開始し、60年3月1日からは、主任として正社員となり、平成7年6月30日まで勤務し、その間、厚生年金保険に継続して加入していた。」と主張している。

しかしながら、A病院から提出された申立人に係る出勤簿及び社会保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和61年9月30日にいったん退職して、再び、62年2月1日に勤務を開始したことが確認でき、これは、雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

なお、A病院に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間前後の期間に継続して被保険者となっている従業員15人に対し、申立人がいったん退職して、再び就職をしたかどうか、及び申立人の勤務形態に変更があったかどうかについて文書照会を行ったところ、8人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務実態等について記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月17日から同年6月15日まで
船員保険の記録によれば、A丸に乗船した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同船を下りた後すぐにB司令部に採用されたことを記憶しているが、それが昭和20年6月15日であったことがC省D局長名の履歴書で確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA丸に乗船したと申し立てている。

しかし、A丸に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和20年1月17日に加入記録がある68人のうち、4人を除く64人が同年1月17日及び同月18日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。また、上記4人については、昭和20年3月17日から同年10月14日までに被保険者資格を喪失しているが、いずれも住所不明であるため、これらの者から申立期間当時の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、A丸を所有していたB社は、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない上、戦時中の当該船舶は、E会の管理下にあったと考えられるが、同会に関する資料は現存していないため、同社及び同会から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A丸が大破した後、下船してすぐにB司令部に採用されたとしているところ、C省が証明した申立人に係る履歴書によると、申立人が同司令部に昭和20年6月15日に採用されたことが確認できるが、申立人及び複数の従業員の供述から、正確な日時までは特定できないものの、A丸は昭和20年*月に、F島沖で爆撃を受け大破したことが推認できる。これらのことから、申立人は申立期間にはA丸に勤務することができなかつたと考えられる。

加えて、船員保険法の昭和 20 年 2 月の改正により、下船中の船員が被保険者となるのは、同年 4 月 1 日からであることから、同年 3 月 31 日までは、下船中の船員は被保険者となることはできない期間であると認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月25日から43年1月4日まで
② 昭和44年7月1日から45年10月31日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に雇用され、B社において電話交換業務に従事した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社において継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が保管する「C社の電話交換取扱者資格認定証」及び複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の人事記録が残っておらず、申立人の在籍を確認することができない。また、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失届の届出並びに保険料の納付については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は昭和43年1月4日に資格取得し、44年6月30日に離職しており、厚生年金保険の被保険者記録と一致しているところ、当該期間の前後の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録が無い。

加えて、申立期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和44年7月1日に喪失しており、資格喪失届は同年7月23日受付と記録され、健康保険証が返納された記録が確認できる。また、同被保険者名簿によると、申立人の同年10月及び45年10月に係る標準報酬月額の時決定の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月19日から40年9月1日まで
A社(現在は、B社)に役員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは、提出する「紳士録」からも明らかなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社により提出された「歴代役員表」により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社から提出された「歴代役員表」及び申立人から提出された「全日本紳士録 昭和36年版」(抜粋)に氏名が記載されている、A社における申立期間当時の役員23名について同社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、役員期間中に被保険者資格を取得している者はわずか5名であり、残りの18名の役員は、同社社長を含め役員就任中に被保険者期間が確認できず、そのうち3名の役員は、役員就任日において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、被保険者資格を取得している役員は、役員就任直後に被保険者資格は取得しておらず、相当期間経過後に被保険者資格を取得している。

さらに、A社の役員に対する厚生年金保険被保険者資格の取得に係る取扱いについて、B社では、「当時の資料が無く不明。」と回答しており、上記役員は全員死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月28日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い。同社には、昭和60年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和60年9月27日と記録され、厚生年金保険の喪失日と一致しており、また、同社が加入しているB健康保険組合の被保険者記録において、申立人の資格喪失日は同年9月28日とされていることが確認できる。

また、A社は、人事記録等の資料を保管していないが、上記健康保険組合の被保険者資格を喪失した後の勤務は考え難い旨供述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる従業員に照会したが、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の退職時期を確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、上記健康保険組合の資格喪失日に継続療養受給者（当時）になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12112 (事案 1622 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A局B署に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会は、同署の回答では、昭和 29 年 7 月 1 日に資格喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除は認められないとの理由により記録訂正を行うことができないとの通知を行った。

しかし、継続して勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たに同期採用の同僚の氏名及び住所を記載した資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A局B署が作成した在籍期間経歴証明書により、申立人は、申立期間について同署に勤務していたことは認められる。

しかし、A局B署では、同署が保管していた社会保険加入員台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 29 年 7 月 1 日である旨の記載があることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではなく、申立期間の厚生年金保険料の控除はしていない旨回答している。

また、A局B署では、申立人については、昭和 29 年 7 月 1 日にC共済組合甲種加入のため厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行ったが、同共済組合加入時期が同年 9 月 1 日まで遅れた際に厚生年金保険の被保険者資格を再取得させるべきところ、当時の厚生年金保険の事務担当者には、申立人について厚生年金保険に加入させることができるとい認識が無かったことから、申立期間について申立人を厚生年金保険にも加入させなかったものである旨回答している。

以上の理由から、申立期間について、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、上記通知に納得できず、新たな情報として同期採用の同僚の氏名及び住所を記載した資料を提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、申立人が同期に採用されたとする同僚3名は、「自分は、A局に採用されたが、B署に勤務したことはなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、厚生年金保険の被保険者であったことの確認ができない。

また、A局B署では、申立人が、昭和29年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した理由については、共済組合加入予定者であったためとしていることから、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではなく、申立期間の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

以上のことから、今回提出された申立人からの資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 30 日から 59 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料を昭和 58 年 12 月分も支払っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録では、申立人の同社における退職日は昭和 58 年 12 月 29 日と記録されており、また、同社は当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人が申立期間に勤務していたことを確認できない。

また、A社から提出された昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月までの申立人に係る賃金台帳兼源泉徴収簿において、同年 4 月から同年 11 月までの 8 か月分に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

さらに、申立人に係る厚生年金基金の加入記録では、資格喪失日は昭和 58 年 12 月 30 日とされており、オンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年8月1日まで

A社の代表取締役からの転職の勧めで、同社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、「自分は昭和34年4月1日にA社に入社し、申立人は経理担当の上司であった。」と供述していることから、申立人は、勤務時期は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録から、A社は昭和38年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿も保存されていないことから、事業主と連絡が取れず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人がA社に入社する前に勤務したB社の上司で、申立人と同様にA社に転職している同僚は既に死亡しているが、当該同僚の妻は、「主人は、A社において厚生年金保険の未加入期間があると言っていた。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名の従業員は申立人の氏名を記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日についての記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から32年12月26日まで
② 昭和32年4月8日から34年8月17日まで

A社（現在は、B社）C工場における申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日が相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。また、D社E工場に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたため、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C工場には昭和26年9月2日から31年12月30日までしか勤務していないため、26年9月1日から32年12月26日までの厚生年金保険の被保険者記録があるのは間違いであると主張している。

しかしながら、B社が保管する健康保険厚生年金保険の被保険者名簿において、申立人について、昭和26年9月1日入社、32年12月26日資格喪失と記載されており、この記録は、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、A社C工場の元従業員から提出された申立人の出身県に係る在籍者名簿には、申立人が同社同工場に昭和26年9月1日から32年12月25日まで在籍していたことが記載されている。

なお、オンライン記録によると、申立人は、A社C工場における申立期間①に係る厚生年金保険脱退手当金を昭和33年1月29日に支給されていることが確認できるとともに、申立人も、当該脱退手当金を受給したと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日についての記録訂正を認めることはできない。

申立期間②について、D社E工場に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、同社同工場において、昭和34年8月17日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、32年4月8日から同社同工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、上記申立期間①に係る判断から、申立人は、昭和32年12月25日まではA社C工場に勤務し、同社同工場において、厚生年金保険の被保険者となっている。

また、D社E工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年5月16日であり、申立期間②の一部期間（昭和32年4月8日から同年5月15日まで）は適用事業所となっていない期間である。

さらに、申立人が名前を挙げた、D社E工場における同僚（被保険者資格取得日 昭和33年10月1日）は、申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間②に勤務していたかは記憶しておらず、また、同社同工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

なお、D社E工場は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主も死亡していること、及び同社を継承しているF社は、D社に係る申立期間②当時の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 30 日から 59 年 2 月 26 日まで
② 昭和 59 年 3 月 20 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 55 年 8 月 1 日から 59 年 2 月 25 日まで A 社の子会社である B 社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C 社（現在は、D 社）に契約社員として入社し、同年 3 月 20 日から勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する B 社からの給与の振込み状況を示す預金通帳の写し、申立人が同社の次に勤務した C 社交付の昭和 59 年分の源泉徴収票の摘要欄に記載された B 社の退職日の日付及び同社の元事業主の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 60 年 10 月 9 日であり、当該期間には適用事業所とはなっていない。

また、B 社の元事業主は、当該期間においては、同社は厚生年金保険の適用前であるため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないと供述している。

さらに、上記の源泉徴収票の社会保険料等の金額（給与等からの控除分）欄は、空欄となっており、昭和 59 年については申立人の給与からの厚生年金保険料控除は確認できない。

なお、申立人に係るオンライン記録によると、昭和 56 年 5 月から同年 12 月までの期間は、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

申立期間②については、申立人が C 社から交付を受けた昭和 59 年分の源泉徴収票に、

入社日が昭和 59 年 3 月 20 日と記載があること、及び当時の複数の従業員の供述から、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記のとおり、昭和 59 年分の源泉徴収票からは、給与からの社会保険料等の控除は確認できない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、昭和 60 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額（給与等からの控除分）欄に記載されている金額は、同年 4 月から同年 12 月までの厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額とおおむね一致していることから、同年 1 月から同年 3 月までは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、契約社員としてC社に入社したと供述しているところ、当該期間当時の従業員は、契約社員は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

加えて、D社では、申立人が昭和 59 年 3 月 20 日に入社したにもかかわらず、雇用保険の被保険者資格取得日も 60 年 4 月 1 日となっていることから、申立人は、同年 4 月 1 日に正社員となり、厚生年金保険に加入したものと考えられるとし、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から36年12月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された複数の写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が見当たらないことから、同社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、申立人がA社における上司及び同僚として名前を挙げた者は、連絡先が不明であり、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

なお、申立人は、A社に勤務していた期間において、給与明細書の交付を受けたことは無く、厚生年金保険の保険料が控除されていたか否かについては不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月2日から38年10月ごろまで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和32年5月2日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「時期は分からないが、申立人が同社に在籍していたことを記憶している。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の代表者は、「当時、申立人が従事していた職種については、入れ替わりが激しいため、厚生年金保険に加入させていなかったとしても不思議ではない。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、厚生年金保険への加入を希望したが、同社の従業員全員を厚生年金保険に加入させていないことから、国民健康保険に加入した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の複数の元従業員は、申立期間当時、同社には約300人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる被保険者数は約80人であることから、同社は、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

なお、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であり、B社の代表者は「当時の関係資料が残っていない。」旨供述していることから、A社における申立人の

申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 27 日から同年 8 月 24 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人がA社の後に勤務したとするB社から提出のあった社員台帳によると、申立人が同社に昭和 43 年 6 月 28 日に入社したことが記載されており、申立人は、申立期間の一部期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、A社の複数の元従業員は、申立期間当時、同社には約 200 人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる被保険者数は約 170 人であることから、同社では、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和27年1月7日から同年2月4日まで
③ 昭和27年2月20日から28年3月30日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社の人事担当者は、「当時の関係書類が無く、申立人の申立期間①及び②における在籍を確認できない。」旨供述している上、同社の当時の代表者は既に死亡し、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、「A社に勤務した期間を通じて、同社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、いずれも所在不明であることから、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間③については、C社の人事担当者は、「当時の関係書類が無く、申立人の申立期間③における在籍を確認できない。」旨供述している上、B社の当時の代表者は既

に死亡し、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、申立人は、「B社に勤務していた期間を通じて、同社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月ごろから35年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和34年9月ごろから継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「勤務期間は分からないが、申立人を覚えている。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の代表者は、「当時の関係資料が残っていない。」旨供述している上、A社の当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人が「私より先に入社し、同じ業務に従事していた。」旨供述している元従業員は、上記被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和35年7月1日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の事業所名称に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月22日から61年6月1日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間についてA社において加入記録があることが分かったが、実際にはB社に勤務していたので、当該期間について事業所名を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る適用事業所を、A社から、実際に勤務し、自身が保管する給与明細書にも記載されているB社に訂正してほしいと申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、昭和60年7月22日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、61年6月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けでB社が厚生年金保険の適用事業所になるとともに、同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

またB社の申立期間当時の代表者は、「親会社であるA社は、自社の業務運営に関与しており、自社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、A社が自社の社会保険部分の業務も行っていった。したがって、その期間については、自社の従業員は、A社の厚生年金保険の被保険者となっており、被保険者負担分の保険料も同社で管理していたと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、B社の複数の従業員も、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、A社で被保険者となっていることが確認できるとともに、同社の担当者は「B社が適用事業所となる前は、A社が社会保険料を負担して、同社が厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの申立期間について、A社は、B社の業務運営に関与し、同社の従業員との間に、人事労務管理上の関係があり、申立人の申立期間に係る給与か

ら控除された厚生年金保険料は、A社の被保険者分として控除されたものとするのが自然であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の事業所に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月5日から52年9月20日まで
② 昭和54年10月10日から62年2月25日まで
③ 平成11年10月12日から12年3月1日まで

申立期間①についてはA店又はB社、申立期間②についてはC社（現在は、D社）、申立期間③についてはE社（現在は、F社）に勤務していたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてA店又はB社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、当該期間についてこれらの事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が同社の所在地があったと主張するI区並びに同社が社名変更とともに移転したとするG区及びH区を管轄する法務局管内において、商業登記の記録は確認できない。

また、申立事業所と同一名称の事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が事業主と記憶している者の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人は当時の同僚について記憶しておらず、また申立人が記憶する事業主を特定できないため、当該期間当時における、申立人の当該事業所に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除の事実は確認できない。

申立期間②について、申立人はC社に勤務していたと申し立てているところ、D社の事業主は、「申立人については昭和62年2月25日以降の記録しか残っていないため、同日前については不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚及び当該期間当時の従業員に照会したが、回答のあった者はいずれも申立人を記憶していないとしている。

さらに、申立人は、当該期間中の昭和56年11月19日から国民健康保険に加入し、当該

被保険者資格喪失日はD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した62年2月25日であることが確認できる。

申立期間③について、申立人はE社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録、F社の乗務員台帳（労働者名簿）及び同社の賃金台帳から、申立人が平成11年11月10日から同社に勤務したことは確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳により、申立人は平成12年3月分給与から厚生年金保険料を控除されており、当該期間については厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、申立人は、当該期間において国民健康保険に加入しており、当該被保険者資格の喪失日は、F社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年3月1日であることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間についてはA社から名称変更し、B区（現在は、C区）D町に移転したE社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、事業所記号順索引簿及び同社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 21 年 6 月 1 日にF区（現在は、G区）H町からI郡J町（現在は、K市）に移転しているところ、名称変更の記録は見当たらず、申立人が、「同社は名称変更し、B区に移転した。」とする主張とは異なる記録となっている。

また、A社は昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の一部は適用事業所となっていない。

さらに、A社の複数の従業員は、「L町にあった事業所が火災で全焼し、K市あるいは遠方へ移転した。E社に名称変更はしていない。」旨供述しているほか、「申立人のことは覚えているが、勤務時期について不明である。」旨供述する者がおり、同社における申立人の申立期間に係る勤務について確認できない。

一方、当時のB区D町に存在したE社は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社の複数の従業員は、「事業所は終戦（昭和 20 年 8 月）とともに工場を閉鎖した。A社から名称変更はしていない。」旨供述しているほか、「申立人のことは覚えていない。」旨供述しており、同社における申立人の申立期間に係る勤務について確認できない。

さらに、A社及びE社における商業登記の記録は見当たらず、事業主の連絡先が不明であるほか、申立人が記憶している者についても連絡先が不明又は亡くなっており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から37年3月15日まで
加入期間を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間についてはA社(後に、B社)に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主(A社の事業主の次男)及びA社の事業主の長男は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、自分達も当時小学生だったため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者記録がある同僚14名に照会し、7名から回答があったが、保険料控除についてうかがえる供述を得ることはできなかった。

さらに、回答のあった者のうち2名は、「自身の記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日は数か月以上相違している。当時は入社後試用期間があったと思われる。」と供述していることから、A社では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 ごろから 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月 16 日から 51 年 2 月 15 日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 47 年 4 月 ごろ、A社に入社し、出産のためごく短期間の中断はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①及び②の一部について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の所在は不明である上、当時社会保険事務を担当していた社会保険労務士も死亡していることから、申立期間①及び②に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 49 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間②について、昭和 49 年 6 月 16 日に厚生年金保険の資格を喪失した申立人を含む同僚 4 名のうち、申立人が継続的に勤務していたと記憶する 1 名の同僚は、約 7 か月後の 50 年 1 月 16 日に資格を再取得しているほか、申立人と同様に当該事業所の全喪時まで継続勤務したとされる経理担当者の厚生年金保険加入記録も、50 年 3 月 2 日から同年 9 月 30 日まで未加入期間があることから、理由は不明であるが、同社においては従業員の被保険者資格を一時的に喪失させる取扱いがなされていたことがうかがえる。

加えて、申立期間②について、申立人は「昭和 50 年 10 月 ごろ、出産のため、国民健康保険に加入した。」と供述していることから、厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えられる。

また、申立人は、「入社から退社まで他の従業員とは勤務形態が異なり、継続的な賃金支払を受けていない。」と供述している上、当時の同僚から申立人に係る厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月10日から23年2月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、A社で運転手として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた退職者名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の社会保険関係資料を保有しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

また、A社の同僚の一人は、「入社してから3か月間継続勤務しないと厚生年金保険には加入できなかった。」と供述しているとともに、他の同僚は、「入社後2、3か月間は試用期間があり、正社員になってから厚生年金保険料を控除された。」と供述しているところ、当該同僚について上記退職者名簿に記載されている入社日と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日を照合したところ、入社してから2、3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載された資格取得日は、上記被保険者名簿の記録と一致しており、社会保険事務所(当時)の処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年10月1日から28年4月1日まで
②昭和28年4月1日から29年4月12日まで

ねんきん特別便を見て、就職していた期間の記録が全く書かれていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したものの、回答に納得できなかったので申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年4月12日の前後3年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、9名が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、事業主が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に、脱退手当金の支給記録が確認でき、脱退手当金の請求がされたことがうかがわれるほか、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和29年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわゆるうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から32年3月1日まで
A社に昭和29年8月から36年11月まで勤務していたが、申立期間の記録が欠落していることが判明した。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和29年8月から36年11月まで勤務しており、申立期間も電話番号や雑用の担当として継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同社は既に解散している上、同社の事業主、給料計算の担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の同僚及び従業員から、同社において申立人が申立期間に継続して勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日以降の昭和31年12月15日付けで申立人の健康保険被保険者証が返納されている記録が確認できる。

加えて、前述の同僚に、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて照会したが、不明の旨供述していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月ごろから48年3月31日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、水産加工の製造ラインで加工の業務を行い申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月ごろ入社し、採用時は準社員であったが、半年後くらいに正社員に身分が変更になったと主張しているところ、雇用保険の加入記録により、同年4月26日からA社に継続して勤務していることが確認できる。

しかし、A社における申立期間当時の業務の責任者であった従業員は、申立人の業務の内容から判断して、申立人は正社員ではなく、パート採用の従業員であり、同社には、パート採用の従業員の厚生年金保険の取扱いについて統一的な規定は無いが、仕事に慣れ、勤務時間を増やして働けるようになってから厚生年金保険に加入させるようにしていた旨供述している。

また、A社における申立期間当時の総務部人事担当者は、B地区からC地区へ工場を移転した際、パート従業員の諸事情等を踏まえ、面談を行った上で厚生年金保険に加入させるかどうか決めていた旨及び雇用保険については、退職後すぐに給付を受けるため厳格に処理されていたが、厚生年金保険については、必要に応じその都度手続をしていた旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から照会し回答のあった従業員のうち3人が、B地区よりC地区へ工場を移転した後、勤務時間の変更の可否を含む面接を実施した旨供述していることから、C地区へ工場を移転した後、パート採用の従業員の勤務形態を変更する動きがあったことはいかざるものの、申立期間に申立人の勤務形態が変更された事実を確認することができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。